

障害者基本計画の推進状況

～平成20年度～

1	啓発・広報	P	1
2	生活支援	P	7
3	生活環境	P	2 5
4	教育・育成	P	3 2
5	雇用・就業	P	3 9
6	保健・医療	P	5 3
7	情報・コミュニケーション	P	6 4
8	国際協力	P	7 3

(平成21年12月)

分野別施策		関係省庁	推進状況
1 啓発・広報			
① 啓発・広報活動の推進	1 共生社会の理念の普及を図るため、行政はもとより企業、NPO等民間団体との連携による啓発活動を推進するとともに、インターネット上に障害者理解のためのホームページを作成するなどITを積極的に活用し国民理解の推進を図る。	<p>全省庁</p> <p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「意識啓発推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。</p> <p>○ 内閣府のホームページの中に障害者施策担当のホームページを開設し、啓発等障害者施策に関する情報を提供。</p> <p>○ 平成16年度、共生社会を推進するためのパネル「うれしいキモチ」「うれしいカタチ」を作成し、障害者週間中にパネル展示したほか、CD-ROMにより全都道府県・指定都市へ配布。さらに、内閣府ホームページに掲載。</p> <p>○ 平成16年8月及び12月、効果的な啓発内容の検討の参考とするため、内閣府ホームページを通じて広く国民から意見募集を実施。</p> <p>○ 平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、連合大阪及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。</p> <p>○ 平成16年12月9日に開催した「障害者週間の集い」において、「共生社会における企業と障害者」をテーマとしたシンポジウムを開催し、企業団体の協力を得て作成した「障害者に係る企業の取組事例集」を配布。</p> <p>○ 平成17年12月6日に東京で開催した「障害者週間の集い」において、企業・団体の協力のもと「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした就労支援について考えるシンポジウムを開催。12月8日には大阪で、関西経済4団体などで構成する障害者週間協賛行事大阪実行委員会との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、障害のある人の社会参加促進のための行政、企業、民間団体等の役割のあり方に関するシンポジウム開催。</p> <p>○ 平成19年度の障害者週間中央行事として、省庁・障害者関係団体等が交替で3日間連続でセミナー等を実施する「障害者週間連続セミナー」を平成18年度に引き続き実施。また、東京で財団法人日本障害者リハビリテーション協会と共催で、アジア太平洋における日本の障害者支援活動についてのシンポジウムを開催するとともに、大阪で地元経済団体と共催で「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」テーマに障害者の自立と就労、社会参加を支援するシンポジウム等を開催。</p> <p>○ 障害者週間事業の広報効果を高めるため、平成17年度から、財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金の協力を得て、同協会のホームページ上に、障害者週間前後の一定期間、「障害者週間キャンペーン事業」ホームページを開設し、民間の関係団体等における独自の障害者関係行事、広報・啓発活動を一元的に登録・公開（平成19年度は総数約200件）。</p> <p>○ 平成20年度より、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「発達障害教育情報センター」を開設。教育関係者や保護者、一般国民に対し、Webサイトを通じて発達障害に関する各種教育情報の提供や理解啓発、教員研修用講座の配信を実施。</p> <p>○ 「発達障害情報センター」において、発達障害者やその家族、一般国民に対し、インターネットを通じて、発達障害にかかる生活支援や社会参加、普及啓発等のための情報の提供を実施。</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>2 テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のますめでいあの協力を得て、国民理解促進のための広報活動を計画的かつ効果的に実施する。</p> <p>3 障害者の日、障害者週間等の各種行事を中心に一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>文部科学省</p> <p>全省庁</p> <p>内閣府</p>	<p>○ テレビ・ラジオ・定期刊行物等を通じて政府広報を実施し、共生社会の理念を国民に普及。</p> <p>○ 季刊誌「特別支援教育」や文部科学省HP、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所HPを通じて、国民に特別支援教育について情報を提供。</p> <p>○ 平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本的理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、平成16年12月、障害者施策推進本部において「『障害者週間』の実施について」を決定。各省庁は、障害者基本法及びこの推進本部決定に基づき、国民生活への差別禁止理念の徹底に向け、関係団体との連携も含め障害者週間にふさわしい行事等の実施に努めるなど、一層の啓発活動を推進。</p> <p>○ 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図るため、障害者週間行事として以下の事業を実施。特に平成17年度以降においては、「障害者の日」が「障害者週間」に拡充されたことを踏まえ、事業を充実。</p> <p>(平成16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月9日、東京で「障害者週間の集い」を開催。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施。 「障害者週間のポスター」の優秀作品や、共生社会「身体的な特性や障害に関わりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」についてのパネルの展示等を実施。 <p>(平成17年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年12月3日から5日までの3日間、東京で障害者に関わる様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 平成17年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、「共に働き、共に生きる社会をめざして」をテーマとした講演とシンポジウムを開催。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。 12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催で、「障害者と企業、社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 12月3日には東京で、11日には大阪で、「手話」をまじえて歌う「アツキヨ」によるバリアフリーコンサートを開催。 このほか、企業等の協力を得て、盲導犬とのふれあい教室や障害者の社会参加を支援する企業展示会等を開催するとともに、全国の障害者週間行事を一括して紹介するホームページを開設。 <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年12月3日、東京で、町内会や商店街等の身近な地域社会において、障害のある人となない人の共生に成功している事例報告をもとに共生社会の実現に向けた今後の課題と方策を探るシンポジウムを開催。 平成18年12月4日から5日までの2日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」を実施。 平成18年12月6日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、知的障害のある人とその家族の生活をテーマとしたドキュメンタリー映画「ありがとう」の上映と同映画監督による講演を実施。 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、大阪で実施。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年12月8日、大阪で、関西経済4団体及び民間の障害者支援団体との共催により、「障害者と社会、地域のつながりを深めよう」をテーマに、シンポジウムを開催。 ・平成18年12月4日、7日及び8日の3日間、小、中学校において、障害当事者によるバリアフリーコンサートを開催。 <p>(平成19年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月6日、東京で「アジア太平洋障害者の十年(2003～2012年)」中間年を記念して「障害者週間の集い」を開催し、障害者関係功労者・団体の内閣総理大臣表彰を実施。 ・平成19年12月3日、東京でアジア太平洋障害者の10年(2003～2012年)中間年記念シンポジウムを開催し、アジア太平洋における日本の障害者支援活動について討議等を実施。 ・平成19年12月3日から5日までの3日間、東京では、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」一を実施。 ・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を広く小中学生等から募集し、最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施するとともに、優秀作品のパネル展を東京、宮城、長野、京都、広島、福岡で実施。 ・平成19年12月4日、大阪において障害者と社会、地域のつながりを考えるためのシンポジウムを開催。 ・平成19年12月9日、宮城県において障害のある人もない人も共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害のある人や障害に対する理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2007を開催。 <p>(平成20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月3日、東京で「障害者週間の集い」を開催し、第1部として広く小中学生等から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品に対して内閣総理大臣表彰等を実施し、第2部としてバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例発表会を実施。 ・「障害者週間のポスター」優秀作品のパネル展を東京、千葉、静岡、兵庫、島根、佐賀で実施。 ・平成20年12月3日から8日までの6日間、東京で、障害者施設などが企業と連携して製作している製品等の展示を行う障害のある人が作る「商品展」を開催。 ・平成20年12月5日、「地域における共生社会に向けた取組と今後の課題」をテーマに障害者週間シンポジウム@東京を開催 ・平成20年12月5日から7日までの3日間、東京で、障害者に関する様々なテーマを取り上げ活動している民間団体等が交替で連続してセミナー等を開催する「障害者週間連続セミナー」一を実施。 ・平成20年12月7日、宮城県において障害の有無にかかわらず、児童・生徒から高齢者まで幅広い年齢層が参加し、共に楽しむことのできるユニバーサルなスポーツを通じて、障害及び障害者に対する関心と理解を深めるためユニバーサル・スポーツフェスタ2008を東北福祉大学と共催。 ・平成20年12月9日、「共に創り、共に楽しむ：障害者の文化・芸術活動」をテーマに障害者週間シンポジウム@福岡を開催 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「障害者のために講じた施策の概況に関する年次報告」を「障害者白書」として刊行。 ○ 平成16年9月10日、内閣府、大阪府、大阪市、関西経営者協会、大阪連合及びNPO法人大阪障害者雇用支援ネットワークの共催により、「共生社会の形成に向けた大阪フォーラム」を開催。 ○ バリアフリー化の推進について顕著な功績又は功労のあった個人・団体に対し内閣総理大臣表彰等を行う「バリアフリー化推進功労者表彰」を実施。

	分野別施策	関係省庁	推進状況																								
		法務省 文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年8月17日、18日、内閣府、兵庫県、神戸市の共催により、「ユニバーサルデザイン全国大会」を開催。 ○ 人権週間（毎年12月4日～12月10日）の強調事項の一つとして、「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」を掲げ、講演会・映画会などの開催、ポスターやパンフレット等の作成・配布、テレビ・ラジオ等の各種マスメディアの使用などを通じて、広く国民一般を対象として、啓発活動を展開。 ○ 障害者週間の一環として、文部科学省特別支援教育課が所管する独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。）の主催により、一般の方々を対象に障害についての意識・理解を深めるため、以下のキャンペーン事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・「NISE障害者週間2006（共生社会をつくるために～障害のある子どもの教育の視点から～）」（平成18年12月4日・東京都） ・「NISE障害者週間2007体験学習会（発達障害児ってどんな子ども？～疑似体験からさぐる理解と支援～）を開催（平成19年12月4日・東京都） ・「NISE障害者週間2008発達障害児の支援に向けて（発達障害児の抱える困難の疑似体験会、発達障害教育情報センターについて（概要及びWebサイトの説明））」（平成20年12月6日・東京都） ○ 保護者、教育関係者をはじめ広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図るため、年度に1回、特別支援教育全国フォーラムを開催。（平成20年度まで） ○ 障害者週間の中央行事のひとつとして「障害者自立更生等厚生労働大臣表彰」を実施。（平成20年12月3日） ○ 精神保健福祉普及運動を実施。（平成20年10月20日～26日、厚生労働省・都道府県・指定都市） ○ 精神保健福祉全国大会を開催。（平成20年10月24日・和歌山県和歌山市） 																								
② 福祉教育等の推進	4 交流教育の実施など小・中学校等における学校の教育活動を通じ、障害者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者への理解を深めるなどの観点から障害者との交流を位置づけた学習指導要領を実施。 ○ 「豊かな体験活動推進事業」において、交流体験等の体験活動を実施。 <table border="0" style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成15年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成16年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成17年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成18年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成19年度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">推進校指定数</td> <td style="text-align: center;">805校</td> <td style="text-align: center;">806校</td> <td style="text-align: center;">929校</td> <td style="text-align: center;">923校</td> <td style="text-align: center;">1,171校</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">（平成20年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">627校</td> </tr> </table> ○ 盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）の児童生徒と地域の同世代の子どもや人々との交流に資するため、「交流教育ハンドブック」を作成。（平成15年度まで） ○ 盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）と小・中・高等学校との交流及び共同学習の実施に資するため、全国特別支援教育推進連盟に委嘱し、「交流及び共同学習事例集」を作成・配布。（平成18年度） ○ 特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の実施に資するため、「交流及び共同学習ガイド」を文部科学省ホームページに掲載。（平成20年度） 		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		（平成20年度）						627校				
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																						
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																						
	（平成20年度）																										
	627校																										

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																								
	5 福祉講座や講演会の開催、ビデオテープ、映画等のライブラリーの充実等により、社会一般の理解を深めるとともに、福祉事務所、更生相談所、児童相談所、保健所、精神保健福祉センター等の福祉、保健サービスの実施機関と連携しながら、地域住民への啓発・広報を展開する。	文部科学省 厚生労働省	<p>○ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所において、教員を対象とした交流及び共同学習推進指導者研究協議会を実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>108人</td> <td>118人</td> <td>108人</td> <td>86人</td> <td>88人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>69人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 特別支援学校（平成18年度までは盲・聾・養護学校）等の児童生徒が学校教育の一環として、小・中学校等の児童生徒と共に集団活動を行う交流学习に参加する場合に必要な交通費を補助。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度補助分)</td> <td>(平成16年度補助分)</td> <td>(平成17年度補助分)</td> <td>(平成18年度補助分)</td> <td>(平成19年度補助分)</td> </tr> <tr> <td>補助対象人数</td> <td>13,331人</td> <td>13,810人</td> <td>15,759人</td> <td>16,401人</td> <td>17,797人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度補助分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>18,947人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 様々な地域課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOをはじめとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する「地域NPOとの連携による地域学習活動活性化支援事業」において、障害者に関連した39学級・講座を13都府県において実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 精神保健福祉普及運動を実施（平成20年10月20日～26日、厚生労働省・都道府県・指定都市）</p> <p>○ 「障害に関する正しい知識の普及事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>59都道府県・指定都市</td> <td>58都道府県・指定都市</td> <td>57都道府県・指定都市</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	参加者数	108人	118人	108人	86人	88人		(平成20年度)						69人						(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)	補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人		(平成20年度補助分)						18,947人						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																						
参加者数	108人	118人	108人	86人	88人																																																						
	(平成20年度)																																																										
	69人																																																										
	(平成15年度補助分)	(平成16年度補助分)	(平成17年度補助分)	(平成18年度補助分)	(平成19年度補助分)																																																						
補助対象人数	13,331人	13,810人	15,759人	16,401人	17,797人																																																						
	(平成20年度補助分)																																																										
	18,947人																																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																								
実施件数	59都道府県・指定都市	58都道府県・指定都市	57都道府県・指定都市																																																								
③ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進	6 障害者が地域において安全に安心して生活できるよう、公務員を始めとする各種公共サービス従事者への障害者に関する理解の促進とその徹底を図る。	全省庁 内閣府 警察庁 法務省	<p>○ 平成16年6月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成17年4月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル ～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表。また、平成21年3月、「公務部門における障害者雇用ハンドブックー誰もが生き生きと働ける職場を目指してー」を障害者施策推進課長会議において決定し、公表。</p> <p>○ 内閣府では、新規採用職員に対する研修において、障害者施策のあり方に関する講義を行い、障害者に対する理解の促進・徹底を図った。</p> <p>○ 平成16年2月、障害者への対応マニュアル「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、各都道府県警察に配付して警察職員の障害をもつ人に関する理解を促進。</p> <p>○ 矯正施設に勤務する職員、更生保護官署職員等を対象に、その職務内容や経験等に応じた各種研修において、障害者に対する理解を促進。</p> <p>○ 「人権に関する国家公務員等研修会（平成15年度前期）」において、「障害のある人の人権について」と題した講演会を実施。（平成15年度）</p>																																																								

分野別施策	関係省庁	推進状況																																													
		<p>○ 平成19年7月、日本司法支援センターにおいて、「高齢の方、障害のある方への接遇マニュアル」を作成し、全国の各地方事務所等に配布して、障害者に対する理解促進を図った。(平成19年度～)</p> <p>また、同センターでは、平成19年10月、中堅職員を対象に「高齢者・障害者等の接客」をテーマとした研修を実施するとともに、その研修内容をテキストとして編集し、全国職員に周知した。(平成19年度～)</p> <p>外務省 ○ 外務省では、新入省員に対する研修の一環として、障害者理解の促進を含む人権問題についての講義を実施。</p> <p>財務省 ○ 障害者に対する理解を促進、徹底するため、国税局及び税務署に勤務する職員を対象に、接遇研修の実施、各種会議における説明、外部講師によるバリアフリー研修の実施、職員向け広報誌への啓発記事の掲載、啓発冊子の作成等の各種施策を実施。</p> <p>文部科学省 ○ 文部科学省本省職員及び文化庁本庁職員に対する各種研修において、障害者に関する理解の促進とその徹底を図るプログラムを実施。</p>																																													
④ ボランティア活動の推進	7 児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進する。	<p>文部科学省 ○ 「豊かな体験活動推進事業」において、障害者とのふれあい体験や自然の中での長期宿泊体験活動など様々な体験活動を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1567 821 2763 961"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>推進校指定数</td> <td>805校</td> <td>806校</td> <td>929校</td> <td>923校</td> <td>1,171校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>627校</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>○ 「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」において、国民のボランティア活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、国、都道府県、市町村の各レベルにおいて、奉仕活動・体験活動を推進するための協議会及び支援センターを整備・充実する事業を実施。(平成16年度まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的気運の醸成 全国フォーラムの開催(平成17年2月) ・推進体制の整備状況(委託件数) <table border="1" data-bbox="1537 1312 2481 1453"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> </tr> <tr> <td>協議会数</td> <td>国、43都道府県、1,101市町村</td> <td>国、43都道府県、1,018市町村</td> </tr> <tr> <td>支援センター数</td> <td>国、46都道府県、1,191市町村</td> <td>国、46都道府県、1,216市町村</td> </tr> </table> ・モデル事業実施件数(平成15年度限りの事業) <table border="1" data-bbox="1567 1539 2267 1644"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> </tr> <tr> <td>地域教育力活性化モデル事業</td> <td>789地域</td> </tr> <tr> <td>放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業</td> <td>246地域</td> </tr> </table> <p>○ 「地域ボランティア活動推進事業」において、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を図る事業を実施。(平成17年度～平成18年度)</p> <table border="1" data-bbox="1546 1766 2190 1833"> <tr> <td></td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>475地域</td> <td>588地域</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校		(平成20年度)						627校						(平成15年度)	(平成16年度)	協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村	支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村		(平成15年度)	地域教育力活性化モデル事業	789地域	放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域		(平成17年度)	(平成18年度)	実施件数	475地域	588地域
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																										
推進校指定数	805校	806校	929校	923校	1,171校																																										
	(平成20年度)																																														
	627校																																														
	(平成15年度)	(平成16年度)																																													
協議会数	国、43都道府県、1,101市町村	国、43都道府県、1,018市町村																																													
支援センター数	国、46都道府県、1,191市町村	国、46都道府県、1,216市町村																																													
	(平成15年度)																																														
地域教育力活性化モデル事業	789地域																																														
放課後子どもスポーツ活動活性化モデル事業	246地域																																														
	(平成17年度)	(平成18年度)																																													
実施件数	475地域	588地域																																													

分野別施策		関係省庁	推進状況												
		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ボランティア活動広報啓発・普及事業」において、国民に対する広報啓発や普及活動を実施（平成17年度～平成18年度） <ul style="list-style-type: none"> ・全国フォーラムの開催（東京） 平成18年2月 ・地方フォーラムの開催（山口） 平成18年1月 ・広報啓発ポスターの作成・配布、ホームページの開設 ○ 「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業（平成19年度～平成20年度）において、ボランティア活動をはじめとする様々な活動や、地域課題等を解決する取組などを通し、地域や家族のきずなを深め、住民が学びあい、支えあう地域づくりを推進。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成19年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成20年度）</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td style="text-align: center;">577地域</td> <td style="text-align: center;">626地域</td> </tr> </table> ○ 平成19年度から、ボランティア分野を含め、地域福祉の一層の推進を図るため、地方公共団体や民間団体等において、既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的な取組である「地域福祉等推進特別支援事業」を実施。 ○ ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体（企業含む）、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を実施。平成20年度は78名、165団体、8校に贈呈した。 		（平成19年度）	（平成20年度）	実施件数	577地域	626地域						
	（平成19年度）	（平成20年度）													
実施件数	577地域	626地域													
2 生活支援															
① 利用者本位の生活支援体制の整備															
ア 身近な相談支援体制の構築	8 身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を図る。なお、これらの相談窓口は、様々な障害種別に対応して、総合的な運営を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の関係者によるネットワークを構築し障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを図るため、市町村に地域自立支援協議会を設置。 ○ 障害のある人の地域移行や一般住宅への入居を推進するために居住サポート事業を実施。 ○ 都道府県・指定都市において、平成15年度から「障害者ケアマネジメント体制支援事業」による「障害者ケアマネジメント推進協議会」の設置や、「障害者ケアマネジメント従事者研修」の実施を通じ、管内市町村におけるケアマネジメント体制の整備を実施。（平成17年度まで） 平成18年度からは、都道府県において「相談支援従事者研修事業」による人材育成を行い、市町村において「地域自立支援協議会」を設置することとして、地域における相談支援体制の充実・強化を図っている。 ○ 障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として、相談支援事業を実施。（平成18年度から） ○ 身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業（市町村事業）、知的障害者及び障害児の相談支援を行う障害児（者）地域療育等支援事業（都道府県事業）を実施。（平成17年度まで） <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（平成15年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成16年度）</td> <td style="text-align: center;">（平成17年度）</td> </tr> <tr> <td>市町村障害者生活支援事業</td> <td style="text-align: center;">374か所</td> <td style="text-align: center;">413か所</td> <td style="text-align: center;">422か所</td> </tr> <tr> <td>障害児（者）地域療育等支援事業</td> <td style="text-align: center;">536か所</td> <td style="text-align: center;">578か所</td> <td style="text-align: center;">656か所</td> </tr> </table> 		（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所	障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）												
市町村障害者生活支援事業	374か所	413か所	422か所												
障害児（者）地域療育等支援事業	536か所	578か所	656か所												

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																
	<p>9 利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図る。特に、都道府県レベルにおいて、各サービス提供事業者に関する情報のデータベース化とこれにアクセスするためのネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>10 家族と暮らす障害者について、その家庭や家族を支援することとし、特に、障害児の健全な発達を支援する観点から、家族に対し、療育方法などの情報提供やカウンセリング等の支援を行う。</p> <p>11 障害者相談員が地域で生活する障害者の多様なニーズに身近に対応できるようにするため、相談員の養成・研修を行うとともに、相談員相互のネットワーク化等を図り、その活用を推進する。</p> <p>12 24時間体制の電話相談等を普及させるとともに、インターネットを利用した相談体制の実施も検討する。</p> <p>13 難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努める。</p>	<p>○ 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。(平成15年度～18年9月)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>地域数</td> <td>62市町村</td> <td>74市町村</td> <td>110市町村</td> </tr> </table> <p>○ 独立行政法人福祉医療機構において、福祉保健医療ならびに介護保険、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等における関連情報を提供するために、情報ネットワークシステム『WAM NET』(ワムネット)を構築し、情報化推進のための情報基盤として運用。</p> <p>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成18年9月まで)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の障害児(者)及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害者相談支援事業を実施。</p> <p>○ 身体障害者相談員及び知的障害者相談員等に対して研修を実施。</p> <p>○ 身体障害者相談員による相談の実施。</p> <p>○ 知的障害者相談員による相談の実施。</p> <p>○ 精神保健福祉相談員資格取得講習会の実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>1県1市</td> <td>1県1市</td> <td>1県2市</td> <td>実施なし</td> <td>実施なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 精神保健福祉センターや保健所において心の健康問題について電話相談に応じている他、医師、保健師等を対象とした専門研修(思春期精神保健、PTSD)を実施。</p> <p>○ 障害者からの電話相談に応じる「障害者110番」を全ての都道府県・指定都市において実施(平成18年9月まで)。</p> <p>○ 精神的危機に直面し、援助と励ましを求めている人々に対し、「いのちの電話」において24時間体制で電話による相談を実施。</p> <p>○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を引き続き推進。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	地域数	62市町村	74市町村	110市町村		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	事業数	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし		(平成20年度)						2市						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)						47か所				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																															
地域数	62市町村	74市町村	110市町村																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																															
事業数	536か所	578か所	656か所																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																													
実施箇所数	1県1市	1県1市	1県2市	実施なし	実施なし																																																													
	(平成20年度)																																																																	
	2市																																																																	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																													
箇所数	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																																													
	(平成20年度)																																																																	
	47か所																																																																	

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																											
イ 権利擁護の推進	14 児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と、地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町村の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所では、連絡会議や事例検討会を通じて様々な分野の機関と連携を図るとともに、各機関と連携。また、専門的な指導を受ける機会が十分でない地域の在宅障害児に対する指導を強化するため在宅障害児に対する相談・指導を実施。 ○ 保健所は、精神保健福祉に関する第一線の行政機関として「精神障害者社会復帰相談指導」を実施。 ○ 保健所における精神保健福祉相談等及び精神保健訪問指導を実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成14年度)</td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉相談等</td> <td>1,518,422件</td> <td>1,451,530件</td> <td>1,362,809件</td> <td>1,314,101件</td> <td>1,198,403件</td> <td>1,151,485件</td> <td>集計中 件</td> </tr> <tr> <td>精神保健訪問指導</td> <td>296,984件</td> <td>198,798件</td> <td>185,299件</td> <td>177,367件</td> <td>164,767件</td> <td>157,220件</td> <td>集計中 件</td> </tr> </table> 		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件	集計中 件	精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件	集計中 件			
		(平成14年度)	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																						
	精神保健福祉相談等	1,518,422件	1,451,530件	1,362,809件	1,314,101件	1,198,403件	1,151,485件	集計中 件																						
精神保健訪問指導	296,984件	198,798件	185,299件	177,367件	164,767件	157,220件	集計中 件																							
15 障害者の財産権や人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者に対応する地域福祉権利擁護事業、成年後見制度など障害者の権利擁護に関する事業及び財産管理を支援するシステムについて、利用の促進を図る。	法務省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についてのQ&Aのコーナーを設けて成年後見制度等を周知。 ○ 成年後見登記制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。(平成16年度～) 																												
16 障害者の権利侵害等に対応するため、福祉制度や福祉サービスに係る権利擁護システムを地域において導入していくことを促進する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々が、地域において自立した生活を送ることを支援するための「日常生活自立支援事業」(「地域福祉権利擁護事業」から平成19年度に名称変更)を福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助を行う事業として、都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会を中心に実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>事業に関する相談件数</td> <td>23万件</td> <td>30万件</td> <td>40万件</td> <td>53万件</td> <td>70万件</td> <td>88万件</td> </tr> <tr> <td>事業の利用契約締結数</td> <td>6,300名</td> <td>6,500名</td> <td>7,200名</td> <td>7,600名</td> <td>8,500名</td> <td>9,100名</td> </tr> <tr> <td>事業の実利用者数</td> <td>11,198名</td> <td>14,720名</td> <td>18,385名</td> <td>21,904名</td> <td>25,522名</td> <td>29,212名</td> </tr> </table> ○ 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や、成年後見制度の申立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の一部の助成を行う成年後見制度利用支援事業の実施。 ○ 平成18年度から精神障害者の成年後見制度利用支援事業を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件	88万件	事業の利用契約締結数	6,300名	6,500名	7,200名	7,600名	8,500名	9,100名	事業の実利用者数	11,198名	14,720名	18,385名	21,904名	25,522名	29,212名
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																								
事業に関する相談件数	23万件	30万件	40万件	53万件	70万件	88万件																								
事業の利用契約締結数	6,300名	6,500名	7,200名	7,600名	8,500名	9,100名																								
事業の実利用者数	11,198名	14,720名	18,385名	21,904名	25,522名	29,212名																								

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																		
ウ 障害者団体や本人活動の支援	17 当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援することを検討する。	厚生労働省	○ 平成18年10月から、障害者相談支援事業に障害当事者等による権利擁護のために必要な援助を行うことを含めたピアカウンセリングを位置づけた。																		
	18 知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。	厚生労働省	○ 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事項を調査審議する労働政策審議会障害者雇用分科会において、「障害者を代表するもの」として、障害者団体より4名を委員として任命し、障害者の意見を反映。 ○ 障害福祉サービスの新たな制度や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく事項等を調査審議する社会保障審議会障害者部会において、障害当事者を委員に任命。 ○ 障害者（児）の地域生活の充実を図る方策を検討する「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」（平成16年度まで）及び精神保健福祉施策の課題に対応するため「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、障害当事者が委員、オブザーバーとして参加、平成16年8月に報告書を取りまとめ。 ○ 発達障害者支援の課題を整理し、今後の対応の方向性を検討するための「発達障害者施策検討会」において、発達障害者団体に構成員、オブザーバーとして参加していただき、平成20年8月に報告書を取りまとめた。																		
	19 ボランティアを育成し、障害者がニーズに応じて派遣を受けられる体制の整備を検討する。	厚生労働省	○ 障害者に対してパソコンの使用方法を教える人材（パソコンボランティア）の養成を実施。（パソコンボランティアの養成は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>34都道府県・指定都市</td> <td>29都道府県</td> <td>28都道府県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>27都道府県</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県		(平成20年度)	27都道府県			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																
実施箇所数	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	34都道府県・指定都市	29都道府県	28都道府県																
	(平成20年度)	27都道府県																			
20 障害者自身がボランティアとして活動できるよう支援する。	厚生労働省	○ 障害者等が行うボランティア活動の支援等を行う「ボランティア活動支援事業」を実施。（ボランティア活動支援事業は、平成18年10月から市町村地域生活支援事業として実施。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>実施箇所数</td> <td>44都道府県・137市町村</td> <td>43都道府県・136市町村</td> <td>42都道府県・127市町村</td> <td>117市町村</td> <td>156市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td>152市町村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村		(平成20年度)	152市町村				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																
実施箇所数	44都道府県・137市町村	43都道府県・136市町村	42都道府県・127市町村	117市町村	156市町村																
	(平成20年度)	152市町村																			
② 在宅サービス等の充実 ア 在宅サービスの充実	21 ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。	厚生労働省	○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月） ○ 在宅サービス整備状況（一部、平成18年度より新サービス体系へ移行している。） <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホームヘルパー</td> <td>53,771人</td> <td>86,002人</td> <td>110,636人</td> <td>※平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td>障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ</td> <td>5,828人</td> <td>7,849人</td> <td>8,994人</td> <td>※平成18年度より新サービス体系へ移行。</td> <td>【訪問系】 ・居宅介護等 3,164,123時間 3,263,099時間 集計中</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)		ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	※平成18年度より新サービス体系へ移行。	障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)	ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	※平成18年度より新サービス体系へ移行。	【訪問系】 ・居宅介護等 3,164,123時間 3,263,099時間 集計中
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																	
ホームヘルパー	53,771人	86,002人	110,636人	※平成18年度より新サービス体系へ移行。	障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)																
ショートステイ	5,828人	7,849人	8,994人	※平成18年度より新サービス体系へ移行。	【訪問系】 ・居宅介護等 3,164,123時間 3,263,099時間 集計中																

分野別施策		関係省庁	推進状況				
22 ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。	厚生労働省	<p>デイサービス 1,806か所 2,162か所 2,506か所 ※平成18年度より新サービス体系へ移行。</p> <p>障害児通園事業 10,674人分 12,949人分 15,556人分 ※平成18年度より新サービス体系へ移行。 (児童デイサービス)</p> <p>グループホーム 23,949人分 27,956人分 34,085人分 ※平成18年度より新サービス体系へ移行。</p>	<p>【日中活動系等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護 250,556人日 773,950人日 1,328,538人日 ・自立訓練 (機能訓練) 11,537人日 24,441人日 28,960人日 ・自立訓練 (生活訓練) 36,926人日 95,035人日 131,790人日 ・就労移行支援 62,255人日 190,924人日 297,750人日 ・就労継続支援 A型 29,264人日 75,880人日 124,144人日 ・就労継続支援 B型 165,255人日 532,610人日 906,596人日 ・児童 デイサービス 202,111人日 222,165人日 237,553人日 ・短期入所 151,961人日 163,950人日 180,242人日 ・療養介護 2,006人 1,970人 2,032人 <p>※各サービスの数値は、各年度の3月の月間の数値である。</p>				
		<p>重症心身障害児(者)通園事業 (平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度) 212か所 231か所 245か所 263か所 276か所</p> <p>福祉ホーム 3,890人分 4,172人分 4,567人分</p> <p>※福祉ホームについては、平成18年度より一部、新体系サービスに移行</p>	<p>○ ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、新規事業者についても、NPO法人等多様な主体による事業の実施が可能。</p> <p>○ 介護等に関する知識及び技能を修得することを目的とした「居宅介護従業者等養成研修事業」の実施。</p> <p>○ 新障害者プランに基づき、精神障害者ホームヘルパーの養成研修を実施。(平成18年度まで)</p>				

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																								
イ 住居の確保	23 豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてのデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業を実施。 ○ 地域の実情等に応じて、デイサービスをより身近な地域で利用できるよう、学校の空き教室をデイサービスセンター等へ転用することが可能。(平成18年9月まで) ○ 障害者自立支援法の施行に伴い、学校の空き教室等、既存の社会資源を効果的に活用できるよう、直接サービス提供に係らない設備(事務室等)は、必置規制を課さないとする等基準を緩和。 																								
	24 重症心身障害児(者)通園事業については、充実を図る。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る「重症心身障害児(者)通園事業」を実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>212か所</td> <td>231か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td colspan="4">276か所</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所		(平成20年度)	276か所									
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																					
箇所数	212か所	231か所	245か所	263か所	276か所																						
	(平成20年度)	276か所																									
25 障害者の地域での居住の場であるグループホーム及び福祉ホームについて、重度障害者などのニーズに応じて利用できるよう量的・質的充実に努める。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉計画に基づき、グループホーム及び福祉ホーム等を計画的に整備。(平成18年度より新サービス体系に移行している。) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>身体障害者福祉ホーム</td> <td>798人分</td> <td>791人分</td> <td>866人分</td> <td>※平成8年度より、</td> </tr> <tr> <td>精神障害者福祉ホーム</td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> <td>新サービス体系へ</td> </tr> <tr> <td>知的障害者グループホーム</td> <td>17,578人分</td> <td>20,697人分</td> <td>25,592人分</td> <td>移行</td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> <td></td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>障害者自立支援法 新サービス体系 (平成18年度)(平成19年度)(平成20年度)</p> <p>【居住系】 ・共同生活援助 共同生活介護 37,499人 42,027人 48,394人</p> <p>(各サービスの数 値は各年度の3月の月間の数値)</p> </div>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	身体障害者福祉ホーム	798人分	791人分	866人分	※平成8年度より、	精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	新サービス体系へ	知的障害者グループホーム	17,578人分	20,697人分	25,592人分	移行	精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																							
身体障害者福祉ホーム	798人分	791人分	866人分	※平成8年度より、																							
精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	新サービス体系へ																							
知的障害者グループホーム	17,578人分	20,697人分	25,592人分	移行																							
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分																								
ウ 自立及び社会参加の促進	26 地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、当事者による相談活動等の推進を図る。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、更なる拡充を図る。	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅においては、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項においてグループホームとして使用することが可能。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度末)</td> <td>(平成16年度末)</td> <td>(平成17年度末)</td> <td>(平成18年度末)</td> <td>(平成19年度末)</td> </tr> <tr> <td>公営住宅のグループホームの実績</td> <td>342戸</td> <td>400戸</td> <td>459戸</td> <td>545戸</td> <td>649戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度末)</td> <td colspan="4">集計中</td> </tr> </table>		(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	公営住宅のグループホームの実績	342戸	400戸	459戸	545戸	649戸		(平成20年度末)	集計中									
			(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																				
公営住宅のグループホームの実績	342戸	400戸	459戸	545戸	649戸																						
	(平成20年度末)	集計中																									
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談等を総合的に行う障害者相談支援事業を実施。 ○ 社会的入院を解消するための「精神障害者退院促進支援事業」を実施。(平成15年度～平成19年度) 																									

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																									
		<p>○ 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。(平成18年10月からは地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。)</p> <p>(1) 都道府県 (平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加促進事業として実施していた都道府県・政令都市数) (平成18年10月から：都道府県地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点字による即時情報ネットワーク事業</td> <td>52か所 42か所</td> <td>53か所</td> <td>54か所</td> <td>43か所</td> <td>43か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>字幕入り映像ライブラリー事業</td> <td>59か所 47か所</td> <td>59か所</td> <td>59か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>点字・声の広報等発行事業</td> <td>55か所 22か所</td> <td>48か所</td> <td>51か所</td> <td>21か所</td> <td>22か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定在宅介護事業者情報提供事業</td> <td>49か所</td> <td>39か所</td> <td>31か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣ネットワーク事業</td> <td>6か所</td> <td>6か所</td> <td>8か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービス提供者情報提供等事業 (平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23か所</td> <td>24か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(指定在宅介護等事業者情報提供事業及び手話通訳者派遣ネットワーク事業は、平成18年10月から都道府県地域生活支援事業のサービス提供者情報提供等事業に変更。)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>社会資源活用情報等提供事業</td> <td>33か所</td> <td>36か所</td> <td>31か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害に関する正しい知識の普及啓発事業</td> <td>59か所</td> <td>58か所</td> <td>57か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・市町村障害者支援事業</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ピアカウンセリング事業</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村事業 (以下の数値は各事業の実施市町村数) (平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた市町村数) (平成18年10月から：市町村の地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する市町村数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・社会参加促進事業</td> <td>537か所 1,290か所</td> <td>637か所</td> <td>653か所</td> <td>956か所</td> <td>1,205か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・精神障害者支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ピアカウンセリング事業</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所 (平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・点字・声の広報等発行事業</td> <td>461か所 500か所</td> <td>478か所</td> <td>455か所</td> <td>422か所</td> <td>494か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	点字による即時情報ネットワーク事業	52か所 42か所	53か所	54か所	43か所	43か所		字幕入り映像ライブラリー事業	59か所 47か所	59か所	59か所	45か所	47か所		点字・声の広報等発行事業	55か所 22か所	48か所	51か所	21か所	22か所		指定在宅介護事業者情報提供事業	49か所	39か所	31か所 (平成18年9月まで)				手話通訳者派遣ネットワーク事業	6か所	6か所	8か所 (平成18年9月まで)				サービス提供者情報提供等事業 (平成18年10月から)				23か所	24か所		社会資源活用情報等提供事業	33か所	36か所	31か所 (平成18年9月まで)				障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59か所	58か所	57か所 (平成18年9月まで)				ピアカウンセリング事業	11か所	13か所	13か所 (平成18年9月まで)					(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	・社会参加促進事業	537か所 1,290か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所		・精神障害者支援事業							ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所 (平成18年9月まで)				・点字・声の広報等発行事業	461か所 500か所	478か所	455か所	422か所	494か所	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																																					
点字による即時情報ネットワーク事業	52か所 42か所	53か所	54か所	43か所	43か所																																																																																																						
字幕入り映像ライブラリー事業	59か所 47か所	59か所	59か所	45か所	47か所																																																																																																						
点字・声の広報等発行事業	55か所 22か所	48か所	51か所	21か所	22か所																																																																																																						
指定在宅介護事業者情報提供事業	49か所	39か所	31か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
手話通訳者派遣ネットワーク事業	6か所	6か所	8か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
サービス提供者情報提供等事業 (平成18年10月から)				23か所	24か所																																																																																																						
社会資源活用情報等提供事業	33か所	36か所	31か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
障害に関する正しい知識の普及啓発事業	59か所	58か所	57か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
ピアカウンセリング事業	11か所	13か所	13か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																																					
・社会参加促進事業	537か所 1,290か所	637か所	653か所	956か所	1,205か所																																																																																																						
・精神障害者支援事業																																																																																																											
ピアカウンセリング事業	20か所	16か所	21か所 (平成18年9月まで)																																																																																																								
・点字・声の広報等発行事業	461か所 500か所	478か所	455か所	422か所	494か所																																																																																																						

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																																												
27 障害者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスを充実する。	<p>総務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 高齢者の街中の移動を支援するためのユーザ搭乗型移動端末を開発・改良。赤外線レーザーセンサー、ステレオカメラによる走行環境の理解・障害物の認識により危険回避が可能に。</p> <p>○ 視覚障害者のためのユーザ携帯型移動端末として、大局的情報はAM電波で局所的情報は赤外線で送信し、ユーザは骨伝導を利用して情報を取得する端末を開発し、ナビゲーション実験を実施。</p> <p>○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成18年度から「居宅介護事業」）</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンター及び国立光明寮において、視覚障害者に対する歩行訓練、点字訓練、日常生活訓練等を実施。</p> <p>○ 都道府県及び市町村において、下記の事業をそれぞれ実施。（平成18年10月から地域生活支援事業として実施。一部の事業については、名称・内容の変更がある。）</p> <p>(1) 都道府県事業 （平成18年9月まで：障害者自立支援・社会参加総合推進事業として実施していた都道府県・政令都市数） （平成18年10月から：都道府県の実施する地域生活支援事業として位置づけられた各事業を実施する都道府県数）</p> <table border="1" data-bbox="1484 882 2819 1869"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練事業</td> <td>60か所</td> <td>60か所</td> <td>61か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>42か所</td> <td>43か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>43か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業(市町村事業)に変更。)</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業</td> <td>56か所</td> <td>56か所</td> <td>56か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>36か所</td> <td>42か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>41か所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)</td> </tr> <tr> <td>家族教室等開催事業</td> <td>49か所</td> <td>52か所</td> <td>50か所(平成18年9月まで)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>奉仕員養成研修事業</td> <td>60か所</td> <td>60か所</td> <td>61か所</td> <td>46か所</td> <td>47か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>47か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳者養成研修事業</td> <td>58か所</td> <td>58か所</td> <td>60か所</td> <td>45か所</td> <td>45か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>46か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盲ろう者通訳・介助員養成研修事業</td> <td>34か所</td> <td>36か所</td> <td>39か所</td> <td>27か所</td> <td>32か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>37か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手話通訳設置事業</td> <td>49か所</td> <td>48か所</td> <td>48か所</td> <td>35か所</td> <td>36か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11か所</td> <td>10か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	生活訓練事業	60か所	60か所	61か所(平成18年9月まで)				オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)				42か所	43か所						43か所			(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業(市町村事業)に変更。)							音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)				音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)				36か所	42か所						41か所			(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)							家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)				奉仕員養成研修事業	60か所	60か所	61か所	46か所	47か所			47か所						手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所			46か所						盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所			37か所						手話通訳設置事業	49か所	48か所	48か所	35か所	36か所			34か所						コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				11か所	10か所			9か所					
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																																																																																								
生活訓練事業	60か所	60か所	61か所(平成18年9月まで)																																																																																																																																											
オストメイト社会適応訓練事業(平成18年10月から)				42か所	43か所																																																																																																																																									
				43か所																																																																																																																																										
(生活訓練事業は、平成18年10月からオストメイト社会適応訓練事業、生活訓練等事業及び本人活動支援事業(市町村事業)に変更。)																																																																																																																																														
音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業	56か所	56か所	56か所(平成18年9月まで)																																																																																																																																											
音声機能障害者発声訓練事業(平成18年10月から)				36か所	42か所																																																																																																																																									
				41か所																																																																																																																																										
(音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業は、平成18年10月から音声機能障害者発声訓練事業及び音声機能障害者発声訓練指導者養成事業に変更。)																																																																																																																																														
家族教室等開催事業	49か所	52か所	50か所(平成18年9月まで)																																																																																																																																											
奉仕員養成研修事業	60か所	60か所	61か所	46か所	47か所																																																																																																																																									
	47か所																																																																																																																																													
手話通訳者養成研修事業	58か所	58か所	60か所	45か所	45か所																																																																																																																																									
	46か所																																																																																																																																													
盲ろう者通訳・介助員養成研修事業	34か所	36か所	39か所	27か所	32か所																																																																																																																																									
	37か所																																																																																																																																													
手話通訳設置事業	49か所	48か所	48か所	35か所	36か所																																																																																																																																									
	34か所																																																																																																																																													
コミュニケーション支援事業(平成18年10月から)				11か所	10か所																																																																																																																																									
	9か所																																																																																																																																													

分野別施策	関係省庁	推 進 状 況
28 障害者の社会参加を一層推進するため、身体障害者補助犬の利用を促進する。		<p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)</p> <p>自動車運転免許取得・改造助成事業 50か所 49か所 50か所 (平成18年9月まで) (自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成18年10月から市町村事業に変更。)</p> <p>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 28か所 32か所 32か所 25か所 28か所 31か所</p> <p>(2)市町村事業(以下の数値は各事業実施市町村数) (平成18年9月まで:障害者自立支援・総合推進事業における市町村障害者社会参加促進事業の各事業を実施していた市町村数) (平成18年10月から:市町村地域生活支援事業として位置づけられた以下の各事業を実施する市町村数)</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)</p> <p>移動支援事業 - - - 1,462か所 1,528か所</p> <p>生活訓練事業 1549か所 287か所 309か所 309か所 262か所 316か所 333か所</p> <p>(注:平成18年10月以降の事業内容は、平成18年9月から変更がある。)</p> <p>奉仕員養成研修事業 474か所 507か所 504か所 417か所 562か所 595か所</p> <p>手話通訳設置事業 324か所 336か所 338か所(平成18年9月まで)</p> <p>手話通訳者派遣事業 119か所 225か所 252か所(平成18年9月まで)</p> <p>コミュニケーション支援事業(平成18年10月から) 1,112か所 1,318か所 1,351か所</p> <p>(手話通訳設置事業及び手話通訳者派遣事業は、平成18年10月からコミュニケーション支援事業に変更。)</p> <p>自動車運転免許取得・改造助成事業(平成18年10月から) 663か所 962か所 942か所</p> <p>経済産業省 ○ 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。</p>
	厚生労働省	<p>○ 身体障害者補助犬の育成費用を助成する「身体障害者補助犬育成事業」を実施。(平成18年10月から都道府県地域生活支援事業として実施。)また、平成15年10月の身体障害者補助犬法の完全施行に伴い、ホテル、デパート等の不特定かつ多数の者が利用する施設において、原則として身体障害者補助犬の同伴の受け入れが義務化。</p> <p>(平成15年度) (平成16年度) (平成17年度) (平成18年度) (平成19年度) (平成20年度)</p> <p>事業数 58都道府県・指定都市 59都道府県・指定都市 58都道府県・指定都市 29都道府県 38都道府県 38都道府県</p>

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																										
エ 精神障害者施策の充実	29 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、居宅生活支援事業の普及を図るとともに、ケアマネジメントの手法の活用を推進を検討する。特に、条件が整えば退院可能とされる者の退院・社会復帰を目指すため、必要なサービスを整備する。	厚生労働省	<p>○ 精神障害者ができる限り地域で生活できるようにするため、障害福祉計画に基づき必要な障害福祉サービスを計画的に整備する。</p> <p>○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。(平成18年4月)</p> <p>○ 精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプ)を実施。(平成17年度から「居宅介護事業」)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者地域生活支援センター</td> <td>445か所</td> <td>471か所</td> <td>500か所</td> <td>※平成18年度より新サービス体系に移行。</td> </tr> <tr> <td>精神障害者ホームヘルパー</td> <td>1,799人</td> <td>2,547人</td> <td>3,148人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者グループホーム</td> <td>6,371人分</td> <td>7,259人分</td> <td>8,493人分</td> <td></td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障害者福祉ホーム</td> <td>3,092人分</td> <td>3,381人分</td> <td>3,701人分</td> <td>(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)</td> </tr> </table> <p>○ 施設サービス整備状況 (平成18年10月より新体系サービスへ移行している。)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>精神障害者生活訓練施設(援護寮)</td> <td>5,785人分</td> <td>5,912人分</td> <td>6,085人分</td> </tr> <tr> <td>精神障害者通所授産施設</td> <td>5,271人分</td> <td>6,651人分</td> <td>7,060人分</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	※平成18年度より新サービス体系に移行。	精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人		精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分			(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)		精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	精神障害者生活訓練施設(援護寮)	5,785人分	5,912人分	6,085人分	精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)																																								
	精神障害者地域生活支援センター	445か所	471か所	500か所	※平成18年度より新サービス体系に移行。																																								
精神障害者ホームヘルパー	1,799人	2,547人	3,148人																																										
精神障害者グループホーム	6,371人分	7,259人分	8,493人分																																										
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																										
精神障害者福祉ホーム	3,092人分	3,381人分	3,701人分	(平成18年10月より新サービス新体系へ移行)																																									
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																										
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	5,785人分	5,912人分	6,085人分																																										
精神障害者通所授産施設	5,271人分	6,651人分	7,060人分																																										
30 精神障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る。	厚生労働省	<p>○ 指定相談支援事業所等では、地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な助言・指導を実施。</p> <p>○ 「精神障害者の地域生活の在り方に関する検討会」を開催し、相談体制の構築について検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p>																																											
31 当事者による相談活動に取り組む市町村への支援を検討する。	厚生労働省	<p>○ 精神保健福祉センターにおいて、複雑困難な相談事例等について市町村に対し助言を実施。</p> <p>○ 精神保健福祉センターにおいて、市町村職員に対し、研修を実施。</p> <p>○ 障害者社会参加総合推進事業及び市町村障害者社会参加促進事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じる「ピアカウンセリング事業」を実施。(平成15年度～平成18年9月まで)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>都道府県・指定都市</td> <td>11か所</td> <td>13か所</td> <td>13か所</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>20か所</td> <td>16か所</td> <td>21か所</td> </tr> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所	市町村	20か所	16か所	21か所																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																										
都道府県・指定都市	11か所	13か所	13か所																																										
市町村	20か所	16か所	21か所																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																				
<p>オ 各種障害への対応</p>	<p>32 盲ろう等の重度・重複障害者、高次脳機能障害者、強度行動障害者等への対応の在り方を検討する。</p> <p>33 難病患者及びその家族に対し、地域における難病患者等支援対策の充実に努める。</p> <p>34 自閉症の特性を踏まえた支援の在り方について検討するとともに、自閉症・発達障害支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実に努める。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年10月から、障害者相談支援事業において、自らが精神障害者である相談担当者が、他の精神障害者からの相談に応じるピアカウンセリングを相談支援事業として実施。 ○ 日常生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため重度障害者支援加算及び強度行動障害者特別支援加算を実施。 ○ 平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。 ○ これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネート マニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、「高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成20年度には、全国46都道府県が事業予算化し、42都道府県で支援拠点機関が設置された。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度に難病相談・支援センター事業を創設。また、各関係機関との連携のもと保健所が中心になって、重症難病患者の療養支援を行う難病患者地域支援対策推進事業を推進。 <table border="1" data-bbox="1567 898 2783 1039"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>難病相談・支援センター</td> <td>3か所</td> <td>19か所</td> <td>38か所</td> <td>45か所</td> <td>47か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td colspan="4">47か所</td> </tr> </table> <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援センターの指定について定めた発達障害者支援法が平成16年12月に成立し、平成17年4月に施行。 ○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" data-bbox="1567 1234 2724 1375"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td colspan="4">62か所</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立秩父学園が中心となって、平成15年度より発達障害者支援センター相互間の情報提供、意見交換を行うためのネットワークを構築し、自閉症等に対する支援を充実。 ○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所		(平成20年度)	47か所					(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)	62か所			
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
難病相談・支援センター	3か所	19か所	38か所	45か所	47か所																																	
	(平成20年度)	47か所																																				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																	
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																																	
	(平成20年度)	62か所																																				
<p>③ 経済的自立の支援</p>	<p>35 ノーマライゼーションの理念を実現し、障害者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業に関する施策を進めるとともに、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援する。</p>	<p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の発生を支給原因とする年金（国民年金法に基づく障害基礎年金、厚生年金保険法及び共済各法に基づく障害厚生・共済年金）及び障害の発生を支給原因とする各種手当については、毎年物価の変動に合わせて支給額の改定を行っている。 																																				

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																												
	<p>36 年金を受給していない障害者の所得保障については、拠出制の年金制度をはじめとする既存制度との整合性などの問題に留意しつつ福祉的観点からの措置で対応することを含め、幅広い観点から検討する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>○ 平成16年6月に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成18年4月施行）。</p> <p>・障害基礎年金（受給者数・月額）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>646,343人（平成16年度末現在）</td> <td>650,817人（平成17年度末現在）</td> <td>670,235人（平成18年度末現在）</td> <td>676,663人（平成19年度末現在）</td> <td>683,505人（平成20年度末現在）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>82,758円（平成16年度末現在）</td> <td>82,758円（平成17年度末現在）</td> <td>82,508円（平成18年度末現在）</td> <td>82,508円（平成19年度末現在）</td> <td>82,508円（平成20年度末現在）</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>723,807人（平成16年度末現在）</td> <td>754,546人（平成17年度末現在）</td> <td>803,517人（平成18年度末現在）</td> <td>834,914人（平成19年度末現在）</td> <td>867,694人（平成20年度末現在）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>66,208円（平成16年度末現在）</td> <td>66,208円（平成17年度末現在）</td> <td>66,008円（平成18年度末現在）</td> <td>66,008円（平成19年度末現在）</td> <td>66,008円（平成20年度末現在）</td> </tr> </table> <p>・手当の受給者数（給付人員・月額単価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成16年度末現在）</th> <th>（平成17年度末現在）</th> <th>（平成18年度末現在）</th> <th>（平成19年度末現在）</th> <th>（平成20年度末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当 1級</td> <td>97,194人 50,900円</td> <td>97,032人 50,900円</td> <td>98,401人 50,750円</td> <td>99,362人 50,750円</td> <td>100,108人 50,750円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>69,642人 33,900円</td> <td>71,787人 33,900円</td> <td>75,740人 33,800円</td> <td>80,482人 33,800円</td> <td>85,385人 33,800円</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>59,889人 14,430円</td> <td>60,728人 14,430円</td> <td>61,993人 14,380円</td> <td>63,288人 14,380円</td> <td>63,994人 14,380円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>105,928人 26,520円</td> <td>105,647人 26,520円</td> <td>107,311人 26,440円</td> <td>108,993人 26,440円</td> <td>111,234人 26,440円</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td>14,176人 14,430円</td> <td>12,323人 14,430円</td> <td>11,063人 14,380円</td> <td>9,966人 14,380円</td> <td>8,946人 14,380円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成16年12月に議員立法により「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が成立、平成17年4月より施行。</p> <p>国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置を講じる観点から特別障害者給付金を支給し、障害者の福祉の向上を図ることが目的。支給対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度前の国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年度前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者 <p>であって、任意加入していなかった者のうち、当該任意加入期間内初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者。費用は全額国庫負担。</p> <p>日本国籍を有していなかったため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付金を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等について十分留意しつつ、今後検討。</p>	1級	646,343人（平成16年度末現在）	650,817人（平成17年度末現在）	670,235人（平成18年度末現在）	676,663人（平成19年度末現在）	683,505人（平成20年度末現在）		82,758円（平成16年度末現在）	82,758円（平成17年度末現在）	82,508円（平成18年度末現在）	82,508円（平成19年度末現在）	82,508円（平成20年度末現在）	2級	723,807人（平成16年度末現在）	754,546人（平成17年度末現在）	803,517人（平成18年度末現在）	834,914人（平成19年度末現在）	867,694人（平成20年度末現在）		66,208円（平成16年度末現在）	66,208円（平成17年度末現在）	66,008円（平成18年度末現在）	66,008円（平成19年度末現在）	66,008円（平成20年度末現在）		（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）	特別児童扶養手当 1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円	100,108人 50,750円	2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円	85,385人 33,800円	障害児福祉手当	59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円	63,994人 14,380円	特別障害者手当	105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円	111,234人 26,440円	経過的福祉手当	14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円	8,946人 14,380円
1級	646,343人（平成16年度末現在）	650,817人（平成17年度末現在）	670,235人（平成18年度末現在）	676,663人（平成19年度末現在）	683,505人（平成20年度末現在）																																																									
	82,758円（平成16年度末現在）	82,758円（平成17年度末現在）	82,508円（平成18年度末現在）	82,508円（平成19年度末現在）	82,508円（平成20年度末現在）																																																									
2級	723,807人（平成16年度末現在）	754,546人（平成17年度末現在）	803,517人（平成18年度末現在）	834,914人（平成19年度末現在）	867,694人（平成20年度末現在）																																																									
	66,208円（平成16年度末現在）	66,208円（平成17年度末現在）	66,008円（平成18年度末現在）	66,008円（平成19年度末現在）	66,008円（平成20年度末現在）																																																									
	（平成16年度末現在）	（平成17年度末現在）	（平成18年度末現在）	（平成19年度末現在）	（平成20年度末現在）																																																									
特別児童扶養手当 1級	97,194人 50,900円	97,032人 50,900円	98,401人 50,750円	99,362人 50,750円	100,108人 50,750円																																																									
2級	69,642人 33,900円	71,787人 33,900円	75,740人 33,800円	80,482人 33,800円	85,385人 33,800円																																																									
障害児福祉手当	59,889人 14,430円	60,728人 14,430円	61,993人 14,380円	63,288人 14,380円	63,994人 14,380円																																																									
特別障害者手当	105,928人 26,520円	105,647人 26,520円	107,311人 26,440円	108,993人 26,440円	111,234人 26,440円																																																									
経過的福祉手当	14,176人 14,430円	12,323人 14,430円	11,063人 14,380円	9,966人 14,380円	8,946人 14,380円																																																									

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況								
	37 障害年金など個人の財産については、障害者が成年後見制度等を利用して適切に管理できるよう支援する。	法務省 厚生労働省	<p>・特別障害給付金（月額）（平成18年度末現在） （平成19年度末現在） （平成20年度末現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>49,850円</td> <td>50,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>39,880円</td> <td>40,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> </table> <p>○ 成年後見制度等についてのパンフレットを作成して関係団体等に配布したり、法務省のホームページに当該制度等についてのQ&Aのコーナーを設ける等により、成年後見制度等について周知。</p> <p>○ 成年後見制度において、平成17年1月31日から全国の法務局・地方法務局の本局において登記事項証明書の交付開始。（平成16年度～）</p> <p>○ 都道府県・指定都市社会福祉協議会及び基幹的な市区町村社会福祉協議会等では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない方々の自立を支援するため、地域福祉権利擁護事業において、福祉サービスの利用に伴う預金の払い戻しや預け入れの手続等、利用者の日常的な金銭管理に関する援助を実施。</p>	1級	49,850円	50,000円	50,000円	2級	39,880円	40,000円	40,000円
1級	49,850円	50,000円	50,000円								
2級	39,880円	40,000円	40,000円								
④ 施設サービスの再構築	ア 施設等から地域生活への移行の推進										
	38 障害者本人の意向を尊重し、入所（院）者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活を念頭に置いた社会生活技能を高めるための援助技術の確立などを検討する。	厚生労働省	<p>○ 施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施。（平成18年9月まで）</p> <p>○ 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、社会生活技術訓練プロジェクトを策定し、社会参加推進を目的とした訓練を行い、修了後の事後調査（訪問・電話調査等）と生活面の助言指導を実施。（平成16年度まで）</p>								
	39 「障害者は施設」という認識を改めるため、保護者、関係者及び市民の地域福祉への理解を促進する。	厚生労働省	<p>○ 「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会」において、地域生活支援の充実を図るための方策を検討。（平成16年度まで）</p> <p>○ 精神疾患及び精神に障害のある人に対する正しい理解の促進を図るため、「心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会」を開催。平成16年3月には国民各層が精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針である「こころのバリアフリー宣言」を策定。</p> <p>○ 精神障害者の地域生活への移行の促進については、「精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会」において検討し、平成16年8月に報告書を取りまとめ。</p>								
	40 授産施設等における活動から一般就労への移行を推進するため、施設外授産の活用や関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業の利用を推進する。	厚生労働省	<p>○ 職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、高齢・障害者雇用支援機構地域障害者職業センターにおいて社会福祉法人等242の協力機関と連携して事業を実施（平成17年9月末まで）。支援ニーズの増大に対応するため、平成17年の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、新たに職場適応援助者助成金制度を創設し、ノウハウを有する社会福祉法人や障害者を雇用する事業主等が自らジョブコーチを配置して支援を行う場合に助成金を支給（平成17年10月～）。また、ジョブコーチの養成を進めるため、高齢・障害者雇用支援機構における研修に加えノウハウを有する民間機関による研修を指定（平成20年10月1日現在、4機関の研修を指定）。</p> <p>○ 障害者の企業等への就職の促進を図るため、「施設外授産の活用による就職促進事業」を実施（平成17年度まで）。</p>								

分野別施策		関係省庁	推進状況
イ 施設の在り方の見直し	41 施設体系について、施設機能の在り方を踏まえた上で抜本的に検討する。	厚生労働省	○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行（平成18年4月）。
	42 入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する。	厚生労働省	○ 障害者自立支援法においては、施設に入所してサービスを受けることのできる者について、一定以上の障害程度区分であること等を条件としたところ。（平成18年10月）
	43 障害者が身近なところで施設を利用できるよう、小規模通所授産施設等の通所施設や分場の整備を図るとともに、障害種別を越えて相互利用を進める。	厚生労働省	○ 身体障害者授産施設及び知的障害者授産施設の分場方式（通所）を導入。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続） ○ 授産施設（通所）の相互利用の実施（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）。（平成17年度まで。ただし、障害者自立支援法の経過措置により施設の存続する平成23年まで継続）
	44 障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置付け、その活用を図る。	厚生労働省	○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月） ○ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）を実施（平成17年度まで）。
	45 障害の重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討する。	厚生労働省	○ 3障害の一元化や施設・事業体系の再編を行い、障害者や障害児が地域において自立した生活を営むことを支援すること等を目的とした障害者自立支援法が施行。（平成18年4月）
	46 高次脳機能障害、強度行動障害等への対応の在り方を検討する。	厚生労働省	○ 日常生活に困難を生じている強度行動障害児（者）に適切な指導・訓練を行い、行動障害の軽減を図るため強度行動障害者特別支援加算を実施。 ○ 平成13年度から平成17年度まで高次脳機能障害への具体的な支援方策を検討すべく、モデル地方自治体及び国立障害者リハビリテーションセンターにおいて「高次脳機能障害支援モデル事業」を実施し、高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的訓練プログラム」及び「支援コーディネートマニュアル」を作成。 ○ これを受けて平成18年度以降は高次脳機能障害者に対する「診断基準」、「標準的支援プログラム」及び「支援コーディネート マニュアル」を普及させ、都道府県ごとに支援拠点機関を中心とした地域支援ネットワークの構築を推進するため、高次脳機能障害者支援普及事業」を実施し、平成20年度には、全国46都道府県が事業予算化し、42都道府県で支援拠点機関が設置された。
	47 入所者の生活の質の向上を図る観点から、施設の一層の小規模化・個室化を図る。	厚生労働省	○ 入所施設の小規模化を推進するため、社会福祉施設等施設整備費において住居の場であるグループホーム等の整備に対し補助を実施するとともに、地域生活への移行や定着を図った場合において地域移行加算の実施や障害者自立支援対策臨時特例交付金で助成。 ○ 社会福祉施設等施設整備費において、個室化の整備を行った入所施設に対して補助を実施。
⑤ スポーツ、文化芸術活動の振興	48 障害者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、障害者の利用しやすい施設・設備の整備の促進及び指導員等の確保を図る。	文部科学省	○ 各スポーツ団体が実施するスポーツ指導者養成事業の認定（平成17年度まで）。

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<p>○ 文部科学省において告示を定め、博物館において障害者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう促しており、各博物館や美術館においてはそれぞれエレベーターやトイレ、駐車場、スロープ・段差解消機等の整備、車椅子の配備などを実施。</p> <p>また、「誰にでも優しい博物館づくり事業」を実施し、博物館が年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にとって利用しやすい施設となるよう、先進事例やチェックリスト等をまとめた調査研究報告書を作成し普及啓発を実施。（平成18年度まで）</p> <p>厚生労働省 ○ 都道府県等が実施するスポーツ指導員養成事業に対し、「地域生活支援事業」において予算補助を実施。</p> <p>○ （財）日本障害者スポーツ協会が行う障害者スポーツ指導員養成事業に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。</p> <p>○ 障害者スポーツ指導員の認定 （平成15年12月現在）（平成16年12月現在）（平成17年12月現在）（平成18年12月現在）（平成19年12月現在） 人数 20,085人 20,589人 22,054人 22,838人 22,812人 （平成20年12月現在） 22,190人</p> <p>○ バリアフリーのまちづくり活動事業によって、障害者の利用しやすい施設・設備の整備を促進（平成18年3月まで）。</p> <p>（平成15年度） （平成16年度） （平成17年度） 箇所数 20か所 9か所 9か所</p> <p>文部科学省 ○ 文化庁が支援する団体が主催する公演において、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。</p> <p>(1) 独立行政法人日本芸術文化振興会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者割引の導入や字幕表示の推進など、障害者が公演を鑑賞しやすい場を提供。 ・ 客席内・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常展・特別展における障害者及び介護者1名の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 点字による案内パンフレットを配布。（東京国立博物館） <p>(3) 独立行政法人国立美術館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常設展・企画展・上映会（一部共催を除く）における障害者及び介護者（原則1名）の入場料無料。 ・ 展示室・レストランなどで盲導犬などの身体障害者補助犬を伴う利用が可能。 ・ 民間企業と連携し障害者のための鑑賞プログラムを実施。（国立西洋美術館） ・ ホームページに視覚障害者向け音声案内機能を整備。（国立西洋美術館） ・ 講堂に磁気ループ（誘導コイル）システムを設置し、対応補助器の使用が可能。（国立新美術館） <p>文部科学省 ○ 民間団体等が行う各種障害者スポーツ関連行事を後援。</p> <p>○ 高校生の文化の祭典である「全国高等学校総合文化祭」において、総合開会式で手話を導入するなど、障害のある高校生にも広く参加できる環境を整備。</p> <p>厚生労働省 ○ 第8回全国障害者スポーツ大会を開催。（平成20年10月11日～13日・大分県）</p>
49	文化芸術活動の公演・展示等において、字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの様々な工夫や配慮等を促進する。	
50	全国障害者スポーツ大会や障害者芸術・文化祭の充実に努めるとともに、民間団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援する。	

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
	<p>51 (財) 日本障害者スポーツ協会を中心として障害者スポーツの振興を進める。特に、身体障害者や知的障害者に比べて普及が遅れている精神障害者のスポーツについて、振興に取り組む。</p>	<p>○ 平成18年度に開催された競技会（「ジャパンパラリンピック」など）等に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成。</p> <p>○ 障害者の自立と社会参加意欲の高揚を図るとともに、障害者への理解を促進するため、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する都道府県において、障害者芸術・文化祭を開催。（第8回：平成20年度を通して、滋賀県全域で開催）</p> <p>○ 厚生労働省と「障害者スポーツ施策連携協議会」を開催。</p> <p>○ (財) 日本障害者スポーツ協会等と共催で生涯スポーツコンベンションを開催。</p> <p>○ 第8回全国障害者スポーツ大会（大分県）にて、精神障害者競技としてバレーボールを実施。</p>																																																
<p>⑥ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援</p>	<p>52 福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進する。特に、専門的な相談に対応していくため、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図る。</p> <p>53 福祉用具の相談等に従事する専門職員の資質向上のため、研修の充実を図る。</p> <p>54 国立身体障害者リハビリテーションセンター、NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)における福祉用具開発のための先進的研究を推進するとともに、研究機関、大学、企業等の連携により、福祉用具の開発等を進める。</p>	<p>○ TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を運用。</p> <p>○ 「義肢装具等完成用部品情報提供システム」（義肢装具等完成用部品を利用者の状態像や使用環境等に適合した、適切な完成用部品の処方や選定・給付に資するため、当該部品の対象、構造や作用、効果や材質、適応範囲、調整方法等に関する情報を国内の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、情報発信するシステム）を運用。</p> <p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉機器専門職員研修会を実施。</p> <p>○ 科学技術振興機構の「独創的シーズ展開事業」における委託開発、大学発ベンチャー創出推進、及び「産学共同シーズイノベーション化事業」により、医療福祉機器の研究開発を実施。</p> <p>【「独創的シーズ展開事業」における委託開発】</p> <table border="1" data-bbox="1528 1312 2745 1459"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>5課題</td> <td>4課題</td> <td>3課題</td> <td>1課題</td> <td>1課題</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1課題</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【「独創的シーズ展開事業」における大学発ベンチャー創出推進】</p> <table border="1" data-bbox="1528 1501 2745 1648"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td></td> <td>1課題</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>0課題</td> <td></td> </tr> </table> <p>【産学協同シーズイノベーション化事業】</p> <table border="1" data-bbox="1528 1690 2745 1837"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td></td> <td>1課題</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1課題</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ (財) テクノエイド協会において、福祉機器に関して標準化等の研究を実施し、開発・普及を促進。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題		(平成20年度)						1課題							(平成19年度)	事業数		1課題		(平成20年度)			0課題				(平成19年度)	事業数		1課題		(平成20年度)			1課題	
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
事業数	5課題	4課題	3課題	1課題	1課題																																													
	(平成20年度)																																																	
	1課題																																																	
		(平成19年度)																																																
事業数		1課題																																																
	(平成20年度)																																																	
	0課題																																																	
		(平成19年度)																																																
事業数		1課題																																																
	(平成20年度)																																																	
	1課題																																																	

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																																																																																
	55 研究成果の安全かつ適切な普及を図るために、積極的に標準化を進めるとともに、国際規格提案を行う。	経済産業省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、障害者が必要とするコミュニケーション機器、自立移動機器、移動介護機器及び義肢装具の研究・開発を実施。 ○ 優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDOを通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成20年度末までに170件のテーマを採択。 ○ 「高齢者・障害者への配慮に係る標準化の進め方について（提言書）」にそって、研究開発を進めるに当たり、標準化すべき事項の洗い出しを並行して実施。（平成15年度まで） ○ JIS Z8071（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）として、平成15年6月に制定。（平成15年度まで） 																																																																																																																																
⑦ サービスの質の向上	<p>56 質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討する。</p> <p>57 サービスに関する苦情に対応するため、事業者や都道府県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する。</p>	厚生労働省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年5月に「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を統合し、福祉サービスに共通の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を作成。平成16年度末には「第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判定基準に関するガイドライン」（障害者・児版）等を作成。 ○ 事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進。 																																																																																																																																
⑧ 専門職種の養成・確保	58 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する者の養成を行う。	文部科学省 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士養成学校の指定 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">（平成15年度）</th> <th colspan="2">（平成16年度）</th> <th colspan="2">（平成17年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士（大学）</td> <td>159校、入学定員 23,199名</td> <td>172校、入学定員 24,412名</td> <td>182校、入学定員 26,382名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>15校、入学定員 1,852名</td> <td>18校、入学定員 2,102名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士（大学）</td> <td>95校、入学定員 12,708名</td> <td>114校、入学定員 15,008名</td> <td>126校、入学定員 17,506名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td>2校、入学定員 170名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士（大学）</td> <td>30校、入学定員 1,290名</td> <td>33校、入学定員 1,440名</td> <td>45校、入学定員 1,935名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>108校、入学定員 5,856名</td> <td>112校、入学定員 5,986名</td> <td>114校、入学定員 6,076名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2">（平成18年度）</th> <th colspan="2">（平成19年度）</th> <th colspan="2">（平成20年度）</th> </tr> <tr> <td>社会福祉士（大学）</td> <td>193校、入学定員 37,291名</td> <td>195校、入学定員 35,698名</td> <td>199校、入学定員 33,640名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>15校、入学定員 1,932名</td> <td>16校、入学定員 2,062名</td> <td>16校、入学定員 1,962名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士（大学）</td> <td>117校、入学定員 15,792名</td> <td>117校、入学定員 14,587名</td> <td>133校、入学定員 16,030名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td>1校、入学定員 1名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護福祉士（大学）</td> <td>48校、入学定員 2,035名</td> <td>55校、入学定員 2,215名</td> <td>63校、入学定員 2,455名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>“（短大）</td> <td>96校、入学定員 5,861名</td> <td>96校、入学定員 5,626名</td> <td>97校、入学定員 5,596名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ○ 社会福祉士等の資格登録 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>（平成15年度）</th> <th>（平成16年度）</th> <th>（平成17年度）</th> <th>（平成18年度）</th> <th>（平成19年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>48,736人</td> <td>59,292人</td> <td>71,326人</td> <td>83,425人</td> <td>95,590人</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>109,233人</td> <td>21,911人</td> <td>25,950人</td> <td>30,326人</td> <td>34,768人</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>368,716人</td> <td>427,573人</td> <td>486,297人</td> <td>564,806人</td> <td>655,796人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>742,931人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 		（平成15年度）		（平成16年度）		（平成17年度）		社会福祉士（大学）	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名				“（短大）	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名				精神保健福祉士（大学）	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名				“（短大）	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名				介護福祉士（大学）	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名				“（短大）	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名					（平成18年度）		（平成19年度）		（平成20年度）		社会福祉士（大学）	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名	199校、入学定員 33,640名				“（短大）	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名	16校、入学定員 1,962名				精神保健福祉士（大学）	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名	133校、入学定員 16,030名				“（短大）	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名				介護福祉士（大学）	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名	63校、入学定員 2,455名				“（短大）	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名	97校、入学定員 5,596名					（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）	社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人	精神保健福祉士	109,233人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人	介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人		742,931人				
	（平成15年度）		（平成16年度）		（平成17年度）																																																																																																																														
社会福祉士（大学）	159校、入学定員 23,199名	172校、入学定員 24,412名	182校、入学定員 26,382名																																																																																																																																
“（短大）	15校、入学定員 1,852名	15校、入学定員 1,852名	18校、入学定員 2,102名																																																																																																																																
精神保健福祉士（大学）	95校、入学定員 12,708名	114校、入学定員 15,008名	126校、入学定員 17,506名																																																																																																																																
“（短大）	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名	2校、入学定員 170名																																																																																																																																
介護福祉士（大学）	30校、入学定員 1,290名	33校、入学定員 1,440名	45校、入学定員 1,935名																																																																																																																																
“（短大）	108校、入学定員 5,856名	112校、入学定員 5,986名	114校、入学定員 6,076名																																																																																																																																
	（平成18年度）		（平成19年度）		（平成20年度）																																																																																																																														
社会福祉士（大学）	193校、入学定員 37,291名	195校、入学定員 35,698名	199校、入学定員 33,640名																																																																																																																																
“（短大）	15校、入学定員 1,932名	16校、入学定員 2,062名	16校、入学定員 1,962名																																																																																																																																
精神保健福祉士（大学）	117校、入学定員 15,792名	117校、入学定員 14,587名	133校、入学定員 16,030名																																																																																																																																
“（短大）	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名	1校、入学定員 1名																																																																																																																																
介護福祉士（大学）	48校、入学定員 2,035名	55校、入学定員 2,215名	63校、入学定員 2,455名																																																																																																																																
“（短大）	96校、入学定員 5,861名	96校、入学定員 5,626名	97校、入学定員 5,596名																																																																																																																																
	（平成15年度）	（平成16年度）	（平成17年度）	（平成18年度）	（平成19年度）																																																																																																																														
社会福祉士	48,736人	59,292人	71,326人	83,425人	95,590人																																																																																																																														
精神保健福祉士	109,233人	21,911人	25,950人	30,326人	34,768人																																																																																																																														
介護福祉士	368,716人	427,573人	486,297人	564,806人	655,796人																																																																																																																														
	742,931人																																																																																																																																		

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																								
59 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士などリハビリテーションに従事する者、ホームヘルパー等の質的・量的充実を図る。	文部科学省	<p>○ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士養成学校の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>31校、入学定員 1,067名</td> <td>36校、入学定員 1,258名</td> <td>42校、入学定員 1,628名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>6校、入学定員 160名</td> <td>4校、入学定員 120名</td> <td>2校、入学定員 40名</td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>29校、入学定員 987名</td> <td>34校、入学定員 1,148名</td> <td>39校、入学定員 1,348名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>3校、入学定員 80名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>4校、入学定員 130名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> <td>6校、入学定員 270名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>-校</td> <td>-校</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>8校、入学定員 370名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> <td>10校、入学定員 430名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大専攻科)</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> <td>1校、入学定員 10名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> <td>(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>理学療法士(大学)</td> <td>55校、入学定員 2,386名</td> <td>67校、入学定員 3,066名</td> <td>71校、入学定員 3,266名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>2校、入学定員 70名</td> <td>3校、入学定員 110名</td> <td>4校、入学定員 150名</td> </tr> <tr> <td>作業療法士(大学)</td> <td>44校、入学定員 1,596名</td> <td>49校、入学定員 1,796名</td> <td>53校、入学定員 1,956名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>1校、入学定員 40名</td> <td>2校、入学定員 80名</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士(大学)</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td>6校、入学定員 278名</td> <td>7校、入学定員 318名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大)</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> <td>-校、入学定員 -名</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士(大学)</td> <td>13校、入学定員 538名</td> <td>14校、入学定員 578名</td> <td>15校、入学定員 618名</td> </tr> <tr> <td>〃(短大専攻科)</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td>2校、入学定員 50名</td> <td>2校、入学定員 50名</td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名	〃(短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名	作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名	〃(短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名	視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名	〃(短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名	言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名	〃(短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名		(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名	71校、入学定員 3,266名	〃(短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名	4校、入学定員 150名	作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名	53校、入学定員 1,956名	〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名	視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名	7校、入学定員 318名	〃(短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名	15校、入学定員 618名	〃(短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																																																																						
理学療法士(大学)	31校、入学定員 1,067名	36校、入学定員 1,258名	42校、入学定員 1,628名																																																																							
〃(短大)	6校、入学定員 160名	4校、入学定員 120名	2校、入学定員 40名																																																																							
作業療法士(大学)	29校、入学定員 987名	34校、入学定員 1,148名	39校、入学定員 1,348名																																																																							
〃(短大)	3校、入学定員 80名	1校、入学定員 40名	-校、入学定員 -名																																																																							
視能訓練士(大学)	4校、入学定員 130名	6校、入学定員 270名	6校、入学定員 270名																																																																							
〃(短大)	-校	-校	-校、入学定員 -名																																																																							
言語聴覚士(大学)	8校、入学定員 370名	10校、入学定員 430名	10校、入学定員 430名																																																																							
〃(短大専攻科)	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名	1校、入学定員 10名																																																																							
	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																							
理学療法士(大学)	55校、入学定員 2,386名	67校、入学定員 3,066名	71校、入学定員 3,266名																																																																							
〃(短大)	2校、入学定員 70名	3校、入学定員 110名	4校、入学定員 150名																																																																							
作業療法士(大学)	44校、入学定員 1,596名	49校、入学定員 1,796名	53校、入学定員 1,956名																																																																							
〃(短大)	1校、入学定員 40名	1校、入学定員 40名	2校、入学定員 80名																																																																							
視能訓練士(大学)	6校、入学定員 278名	6校、入学定員 278名	7校、入学定員 318名																																																																							
〃(短大)	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名	-校、入学定員 -名																																																																							
言語聴覚士(大学)	13校、入学定員 538名	14校、入学定員 578名	15校、入学定員 618名																																																																							
〃(短大専攻科)	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名	2校、入学定員 50名																																																																							
	文部科学省	<p>○ 理学療法科教育の改善充実を図るため、特別支援学校理学療法科担当教員講習会を実施。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>23人</td> <td>10人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 教育職員免許法上の「特殊教科の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。(平成16年7月～)</p>		(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	参加者数	23人	10人	9人	9人	9人																																																												
	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																					
参加者数	23人	10人	9人	9人	9人																																																																					
	厚生労働省	<p>○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおける養成状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・入学定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>義肢装具士</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者生活訓練専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>手話通訳士</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション体育専門職員</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 介護等に関する知識及び技能を習得することを目的とした「居宅介護等事業者養成研修事業」の実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	・入学定員							言語聴覚士	30人	30人	30人	30人	30人	30人	義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人	10人	視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	20人	手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人	30人	リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	20人																							
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																																																																				
・入学定員																																																																										
言語聴覚士	30人	30人	30人	30人	30人	30人																																																																				
義肢装具士	10人	10人	10人	10人	10人	10人																																																																				
視覚障害者生活訓練専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	20人																																																																				
手話通訳士	30人	30人	30人	30人	30人	30人																																																																				
リハビリテーション体育専門職員	20人	20人	20人	20人	20人	20人																																																																				
60 障害に係る専門的な研究を行うとともに障害保健福祉に従事する職員を養成・研修するため、国立専門機関等を更に積極的に活用する。	厚生労働省	○ 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害支援普及事業を実施し、関係者に対する研修を実施している他、当センターが作成した診断基準等の普及を実施。																																																																								

分野別施策		関係省庁	推 進 状 況																																																																														
3 生活環境																																																																																	
① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進	<p>61 障害者の特性やニーズに対応した適切な設備・仕様を有する障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進するとともに、バリアフリー化された住宅ストックの形成を推進する。</p> <p>62 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に基づく多数の者が利用する一定の建築物についてのバリアフリー対応の義務付け、設計者等向けのガイドラインの作成・周知などにより、障害者等すべての人が円滑に利用できる建築物のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>	<p>○ 公営住宅についてはバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公営住宅 (実績見込み)</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約2万1千戸</td> <td>約1万9千戸</td> <td>約1万8千戸</td> <td>約1万8千戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約1万5千戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 公社住宅については平成7年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規公社賃貸住宅 (実績見込み)</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> <td>約2千戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約2千戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 都市再生機構賃貸住宅（平成16年6月までは公団賃貸住宅）については平成3年度よりバリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>新規都市再生機構賃貸住宅</td> <td>約1万3千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約6千戸</td> <td>約7千戸</td> <td>約4千戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>約3千戸</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年)</td> <td>(平成20年)</td> </tr> <tr> <td>高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合</td> <td>5.4%</td> <td>集計中</td> </tr> </table> <p>※高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 (総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計)</p> <p>○ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年6月に成立。平成18年12月より施行。</p> <p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」を平成18年12月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000㎡（公衆便所は50㎡）以上のものを新築等する際にバリアフリー対応を義務化。 設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに、建築士等を対象とした講習会を開催。</p> <p>○ 平成14年7月に改正した「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（※）」を平成15年4月に施行し、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000㎡以上のものについてバリアフリー対応を義務化。（※平成18年より「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に統合） 設計者等向けのガイドラインを作成し、都道府県、建築関係団体に配布するとともに建築士等を対象とした講習会を開催。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公営住宅 (実績見込み)	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万8千戸		(平成20年度)						約1万5千戸						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規公社賃貸住宅 (実績見込み)	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸		(平成20年度)						約2千戸						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸		(平成20年度)						約3千戸						(平成15年)	(平成20年)	高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	5.4%	集計中
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規公営住宅 (実績見込み)	約2万1千戸	約2万1千戸	約1万9千戸	約1万8千戸	約1万8千戸																																																																												
	(平成20年度)																																																																																
	約1万5千戸																																																																																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規公社賃貸住宅 (実績見込み)	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸	約2千戸																																																																												
	(平成20年度)																																																																																
	約2千戸																																																																																
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																												
新規都市再生機構賃貸住宅	約1万3千戸	約7千戸	約6千戸	約7千戸	約4千戸																																																																												
	(平成20年度)																																																																																
	約3千戸																																																																																
	(平成15年)	(平成20年)																																																																															
高度のバリアフリー化 がなされた住宅の割合	5.4%	集計中																																																																															

分野別施策		関係省庁	推進状況				
63 窓口業務を行う官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進する。	各省庁 法務省	○ 平成16年6月、障害者施策推進課長会議の下に「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」の作成を推進。					
		○ 施設改修の実施	(平成16年度累計) (平成20年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	
		改修が必要となる施設	67施設 22施設	30施設	25施設	20施設	
		改修した施設	37施設 0施設	5施設	5施設	10施設	
		○ 窓口業務を行う法務局庁舎（登記特別会計）について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「官庁施設の基本的性能基準」により、窓口が2階以上においてエレベーターが未設置の場合はエレベーターを新設、身体障害者用便所・スロープ等不備な場合は改修によりバリアフリー化を図ることとしている。					
	外務省	○ 外務省庁舎において、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化（身体障害者用便所、スロープの設置、エレベーター内ボタンの点字表記及び鏡の設置等）を推進。					
	文部科学省	○ 中央合同庁舎7号館について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に添った高度なバリアフリー化を推進。					
	国土交通省	○ 窓口業務を行う国土交通省所管の官庁施設等について、障害者等すべての人の利用に配慮した高度なバリアフリー化を推進。	(平成15年度末)	(平成16年度末)	(平成17年度末)	(平成18年度末)	(平成19年度末)
		累計施設数	933施設 (平成20年度末) 1,216施設	970施設	997施設	1,058施設	1,122施設
② 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	64 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」及び旅客施設や車両等のバリアフリー化に関するガイドライン等により、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル並びに鉄軌道車両、バス車両、旅客船及び航空機のバリアフリー化を推進する。	国土交通省	○ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年6月に成立。平成18年12月より施行。				
			○ 公共交通機関におけるバリアフリー化の状況				
			・ 1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設				
			(平成15年度) (平成20年度末)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)
		鉄軌道駅	43.9% 71.3%	48.7%	56.3%	62.8%	67.3%
		バスターミナル	71.4% 83.7%	73.2%	75.0%	76.2%	77.5%
		旅客船ターミナル	75.0% 87.5%	77.8%	71.4%	88.9%	88.9%
		航空旅客ターミナル	5.0% 90.5%	31.8%	43.5%	65.2%	76.2%

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																																																																																										
		<p>・車両等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄軌道車両</td> <td>23.7%</td> <td>27.9%</td> <td>32.1%</td> <td>(41.8%)</td> <td>26.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20.0% ※</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※下段数字は、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準（基準強化後）による減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度末)</th> <th>(平成19年度末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス車両</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低床バス</td> <td>18.0%</td> <td>22.6%</td> <td>27.8%</td> <td>33.1%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>9.3%</td> <td>12.0%</td> <td>14.8%</td> <td>17.7%</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅客船</td> <td>4.4%</td> <td>7.0%</td> <td>8.0%</td> <td>11.5%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16.4%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td>32.1%</td> <td>40.7%</td> <td>47.0%</td> <td>54.4%</td> <td>59.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>64.3%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○ 平成15年3月、「次世代普及型ノンステップバスの標準仕様」を策定、平成16年1月には標準仕様ノンステップバスの認定制度を創設。</p> <p>○ 平成15年度以降に新設されたサービスエリア、パーキングエリア及び道の駅において、身体障害者用便所及び身体障害者用駐車スペースを設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サービスエリア</td> <td>100%(新設数1)</td> <td>100%(新設数1)</td> <td>100%(新設数1)</td> <td>100%(新設数0)</td> <td>100%(新設数3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%(新設数0)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パーキングエリア</td> <td>100%(新設数4)</td> <td>100%(新設数4)</td> <td>100%(新設数4)</td> <td>100%(新設数0)</td> <td>100%(新設数5)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%(新設数8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道の駅</td> <td>97.6%(新設数42)</td> <td>100%(新設数43)</td> <td>100%(新設数45)</td> <td>100%(新設数28)</td> <td>100%(新設数10)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%(新設数39)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 東京都小金井市（住宅地代表）及び京都東山（観光地代表）の2次元バリア・バリアフリーマップを完成し、それぞれ平成15年5月と12月にインターネット上で公開。京都東山は景観CGを用いた3次元GIS試用版を完成し、車いすの方々などによる目的地までのナビゲーション実験を平成15年1月と3月に実施。携帯電話により2次元バリアフリーマップと任意の地域の3次元景観データが利用できるシステムを開発。17年度には3次元GISを用いた東京駅周辺（大規模地下街＋地上）のバリアフリーマップを完成した。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)	26.5%					20.0% ※			(平成20年度)						41.3%						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	バス車両						低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%		41.7%					ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%		23.0%					旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%		16.4%					航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%		64.3%						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)					サービスエリア	100%(新設数1)	100%(新設数1)	100%(新設数1)	100%(新設数0)	100%(新設数3)		100%(新設数0)					パーキングエリア	100%(新設数4)	100%(新設数4)	100%(新設数4)	100%(新設数0)	100%(新設数5)		100%(新設数8)					道の駅	97.6%(新設数42)	100%(新設数43)	100%(新設数45)	100%(新設数28)	100%(新設数10)		100%(新設数39)				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																																							
鉄軌道車両	23.7%	27.9%	32.1%	(41.8%)	26.5%																																																																																																																																							
				20.0% ※																																																																																																																																								
	(平成20年度)																																																																																																																																											
	41.3%																																																																																																																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																																																																																							
バス車両																																																																																																																																												
低床バス	18.0%	22.6%	27.8%	33.1%	37.5%																																																																																																																																							
	41.7%																																																																																																																																											
ノンステップバス	9.3%	12.0%	14.8%	17.7%	20.3%																																																																																																																																							
	23.0%																																																																																																																																											
旅客船	4.4%	7.0%	8.0%	11.5%	14.1%																																																																																																																																							
	16.4%																																																																																																																																											
航空機	32.1%	40.7%	47.0%	54.4%	59.9%																																																																																																																																							
	64.3%																																																																																																																																											
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																																																																																							
	(平成20年度)																																																																																																																																											
サービスエリア	100%(新設数1)	100%(新設数1)	100%(新設数1)	100%(新設数0)	100%(新設数3)																																																																																																																																							
	100%(新設数0)																																																																																																																																											
パーキングエリア	100%(新設数4)	100%(新設数4)	100%(新設数4)	100%(新設数0)	100%(新設数5)																																																																																																																																							
	100%(新設数8)																																																																																																																																											
道の駅	97.6%(新設数42)	100%(新設数43)	100%(新設数45)	100%(新設数28)	100%(新設数10)																																																																																																																																							
	100%(新設数39)																																																																																																																																											
	<p>65 道路については、道路の移動円滑化に関するガイドライン等を整備し、幅の広い歩道の整備や歩行者等を優先するエリアの形成、歩行者のためのITS（高度道路交通システム）の研究開発等を通じて誰もが安全で安心なバリアフリーな歩行空間ネットワークの形成を図る。</p> <p>特に、旅客施設を中心とした一定の地区においては、旅客施設、道路等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。</p>	<p>総務省</p>																																																																																																																																										

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																																														
<p>66 単独では公共交通機関を利用できないような障害者等の輸送といった、公共交通機関による輸送サービスが十分に提供されないおそれのある分野での移動の確保については、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、STS（スペシャル・トランスポート・サービス）の活用を含め適切な対応を図る。</p>	<p>国土交通省</p> <p>防衛省</p> <p>厚生労働省</p> <p>国土交通省</p>	<p>○ 「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末)</p> <p>1日あたりの平均利用者数が5,000人以上の 旅客施設の周辺等の主な道路のバリアフリー 化の割合</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>25%</td> <td>31%</td> <td>39%</td> <td>44%</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(平成20年度末)</td> </tr> </table> <p>特定道路におけるバリアフリー化の割合 調査中</p> <p>○ 防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への障害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域への生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p> <p>○ 介護輸送に係る法的取扱いについて、「介護輸送に係る法的取扱い方針について」において、一定の方向性を提示。</p> <p>○ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）を実施。（平成17年度まで）</p> <p>○ リフト付き乗用車を運行する「重度身体障害者移動支援事業」や、「リフト付き福祉バス運行事業」を実施。（平成18年9月まで） 同事業は平成18年10月から移動支援事業（車両移送型）として実施。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>重度身体障害者移動支援事業</td> <td>257市町村</td> <td>274市町村</td> <td>244市町村</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>リフト付き福祉バス運行事業</td> <td>97市町村</td> <td>44市町村</td> <td>37市町村</td> <td colspan="2">(平成18年9月まで)</td> </tr> <tr> <td>移動支援事業（車両移送型）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>243市町村</td> <td>149市町村</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">183市町村</td> </tr> </table> <p>○ 平成15年度にNPO等による有償のボランティア輸送が可能となるよう制度改正。</p> <p>○ 福祉タクシーの導入状況</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度末)</td> <td>(平成19年度末)</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>4,574台</td> <td>6,614台</td> <td>8,504台</td> <td>9,651台</td> <td>10,514台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(7,255台)</td> <td>(9,699台)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">(平成20年度末)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">10,742台</td> </tr> </table> <p>※（ ）内の台数は、介護福祉士等が自動車に乗務する条件付のセダン型等の一般車両ならびに特定旅客自動車運送事業に基づく車両を含んだ台数。</p>		25%	31%	39%	44%	49%		(平成20年度末)						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)		(平成20年度)					重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)		リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村	(平成18年9月まで)		移動支援事業（車両移送型）	—	—	—	243市町村	149市町村		183市町村						(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)	台数	4,574台	6,614台	8,504台	9,651台	10,514台			(7,255台)	(9,699台)				(平成20年度末)						10,742台				
	25%	31%	39%	44%	49%																																																																											
	(平成20年度末)																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																																																											
	(平成20年度)																																																																															
重度身体障害者移動支援事業	257市町村	274市町村	244市町村	(平成18年9月まで)																																																																												
リフト付き福祉バス運行事業	97市町村	44市町村	37市町村	(平成18年9月まで)																																																																												
移動支援事業（車両移送型）	—	—	—	243市町村	149市町村																																																																											
	183市町村																																																																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度末)	(平成19年度末)																																																																											
台数	4,574台	6,614台	8,504台	9,651台	10,514台																																																																											
		(7,255台)	(9,699台)																																																																													
	(平成20年度末)																																																																															
	10,742台																																																																															
<p>67 障害者等すべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の統一的な提供や障害特性に配慮した情報提供を推進するとともに、交通バリアフリー教室等の普及・啓発活動の展開により、国民の理解の浸透を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>○ 障害者等の安全で円滑な移動を支援する情報通信機器・システムの互換性・相互運用性を確保するため、障害者等が共通に利用でき、かつ、障害者等にとって使いやすい携帯端末を用いた移動支援システムの開発を平成16年度に実施。平成17年度は、愛・地球博において、被験者による実証・評価実験を実施。平成18年度は、東京大学構内で実証・評価実験を実施するとともに、データの互換性・相互運用性確保を図るため、利用者端末等の機能や情報内容、設置場所等の各側面から規格・標準化の可能性の検討を行い、規格原案のたたき台の作成を行った。</p>																																																																														

分野別施策	関係省庁	推進状況																								
68 障害者等すべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園、水辺空間等におけるバリアフリー化を推進する。	国土交通省	<p>○ 交通エコロジー・モビリティ財団のホームページにて、車椅子での利用のしやすさ、トイレ情報等を提供するとともに、駅毎の福祉輸送サービス情報、ハンドル形電動車椅子が利用可能な駅の情報も加えた「らくらくおでかけネット」を公開。</p> <p>バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、擬似体験が出来るバリアフリー教室を開催。</p>																								
	総務省	<p>○ ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する地方単独事業について、少子・高齢化対策事業により財政措置を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1567 596 2742 743"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>216事業</td> <td>211事業</td> <td>164事業</td> <td>158事業</td> <td>148事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>160事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業		(平成20年度)						160事業				
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
	事業数	216事業	211事業	164事業	158事業	148事業																				
		(平成20年度)																								
		160事業																								
	農林水産省	<p>○ 「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <table border="1" data-bbox="1567 827 2742 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成15年度)</th> <th>(平成16年度)</th> <th>(平成17年度)</th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備箇所数累計</td> <td>136か所</td> <td>146か所</td> <td>154か所</td> <td>158か所</td> <td>162か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>168か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所		(平成20年度)						168か所				
		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																				
整備箇所数累計	136か所	146か所	154か所	158か所	162か所																					
	(平成20年度)																									
	168か所																									
農林水産省	○ 海岸のバリアフリー化のため、堤防へのスロープの設置等を実施。																									
国土交通省	<p>○ 高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる身近な都市公園の整備を推進するとともに、園路の段差の解消や、誰でも使いやすいトイレの整備など、ユニバーサルデザインによる都市公園づくりを推進。</p> <p>○ 直轄河川において整備される水辺拠点において、手すり・緩傾斜スロープ等の設置、堤防・護岸の緩傾斜化等を実施。</p>																									
環境省	<p>○ 自然公園等の整備に当たり、ビジターセンター、園路、トイレ等のバリアフリー化に配慮した整備を推進。</p> <table border="1" data-bbox="2030 1394 2742 1457"> <thead> <tr> <th></th> <th>(平成18年度)</th> <th>(平成19年度)</th> <th>(平成20年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>17事業</td> <td>23事業</td> <td>27事業</td> </tr> </tbody> </table>		(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)	事業数	17事業	23事業	27事業																	
	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度)																							
事業数	17事業	23事業	27事業																							
防衛省	<p>○ 航空機の騒音対策のため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、付帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）</p> <p>○ 防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共施設整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。</p>																									

分野別施策		関係省庁	推進状況	
③ 安全な交通の確保	69 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機等の整備を推進する。	警察庁	○ 主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) (平成20年度) 整備数 23,076基 24,959基 26,759基 28,523基 30,319基 32,155基	
	70 交通事故が多発している住居地区や商業地区を中心に、信号機や道路標識等の整備を重点的に推進することにより、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を図り、自動車事故の防止と障害者の安全かつ円滑な通行を確保する。	警察庁 国土交通省	○ 平成15年7月、死傷事故発生割合の高い地区796箇所を「あんしん歩行エリア」として指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施。 ○ 平成20年度からは、582箇所のあんしん歩行エリアにおいて、引き続き面的かつ総合的な交通安全対策を推進している。 ○ あんしん歩行エリア以外の生活道路においても「生活道路事故抑止対策マニュアル（平成17年11月）」を活用するなどして事故抑止対策を推進。	
	71 自動車と歩行者の通行を時間的に分離する歩車分離式信号の運用、携帯端末を活用した安全な通行に必要な情報の提供、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援システム）の整備を推進するとともに、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を図る。	警察庁	○ 歩車分離式信号及びPICSを整備。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) (平成20年度末) 歩車分離式信号 2,870基 3,472基 3,867基 4,281基 4,538基 4,895基 P I C S 461基 499基 541基 562基 588基 608基	
④ 防災、防犯対策の推進	ア 災害対策	72 自力避難の困難な障害者等の災害弱者に関連した施設が立地する土砂災害危険箇所等において、治山、砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進する。	農林水産省 国土交通省	○ 山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山事業を計画的に実施。 ○ 自力避難が困難な災害時要援護者が24時間入居している施設のうち、土砂災害の恐れの高い箇所について、平成15年度より短期集中事業として重点的に整備を進め、5年で240施設について整備を実施した。 (平成15年度末) (平成16年度末) (平成17年度末) (平成18年度末) (平成19年度末) 施設数 約80施設 約100施設 約120施設 約190施設 約240施設
		イ 住宅等の防災対策	73 行政機関と福祉関係者等の防火対策推進協力者とが連携し、障害者等の所在の積極的な把握や訪問診断等役割に応じた防火対策を推進する。	総務省
	74 消防用設備等の技術基準等の改正など障害者等が利用する防火対象物における消防用設備等の技術基準の在り方について検討を行う	総務省	○ 平成18年1月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえて、平成19年6月に消防法施行令及び消防法施行規則の一部を改正し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任やスプリンクラー設備の設置等防火安全対策の確保を図るとともに、平成21年4月の当該政省令改正に際し、その運用が円滑に実施されるよう検討を行った。	

分野別施策	関係省庁	推進状況
<p>75 自力避難の困難な障害者等が居住する住宅及び避難所となる公的施設や利用施設等における障害者の特性に配慮した防災設備の整備・充実を図るとともに、自主防災組織等による協力体制の確立、地域における住民、消防署等による防災ネットワークの確立など地域における災害対策を推進する。</p>	<p>内閣府</p> <p>総務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>総務省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 聴覚障害者に適した音以外の有効な警報を発する住宅用火災警報器等の技術開発の検討を実施。(平成17年度～平成18年度まで)</p> <p>○ 高齢者等の災害時要援護者の避難支援に関し、市町村を中心とした「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)に沿った取組の促進に努めている。平成19年度は、「避難支援プランの全体計画」などを平成21年度を目途に策定するよう、自治体あてに通知した。また、策定の参考として、平成20年2月に全体計画のモデル計画を示すとともに、平成20年11月に、内閣府、消防庁、厚生省、国交省の4省庁で、全国8箇所において市町村の担当者を対象とした全国キャラバンを開催し、市町村の避難支援プランの全体計画などの策定の促進を図った。</p> <p>○ 東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震については、平成20年度までに地震対策大綱、地震防災戦略及び応急対策活動要領を中央防災会議において順次決定した。</p> <p>○ 自主防災組織 (14年4月1日現在) (15年4月1日現在) (16年4月1日現在) (17年4月1日現在) (18年4月1日現在) (19年4月1日現在) 組織率 59.7% 61.3% 62.5% 64.5% 66.9% 69.9% (20年4月1日現在) 71.7%</p> <p>○ 地域で障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。例えば荒川区では「おんぶ作戦」と称して、健康な人がいざ災害時に、障害者等を協力して救出する体制づくりを強化している。</p> <p>○ 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、自立生活支援用具(参考例:火災報知器、自動消火器)を給付。</p> <p>○ 障害者(児)施設では、施設の設備基準に基づき、消火設備等の非常災害に際して必要な設備を設置。</p> <p>○ 都道府県地域防災計画の事前協議等を通じて、障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置づけるよう助言。</p> <p>○ 地域で行う防災訓練において、障害者等の災害時要援護者対策を考慮している事例あり。春日学区自主防災会(京都市)では、障害者世帯の名簿や世帯をプロットした福祉防災地図を作成したり、防災訓練を実施。</p> <p>○ 障害者施設は、耐火建築物又は准耐火建築物でなければならないと施設基準に規定。</p> <p>○ 障害者(児)施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておかななければならないと施設基準に規定。また、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならないと施設基準に規定。</p> <p>○ FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)や、Eメールによる緊急通報の受理(メール110番)を都道府県警察において導入。 (平成16年2月現在) (平成17年2月現在) (平成18年2月現在) (平成19年2月現在) (平成20年2月現在) (平成21年2月現在) FAX110番 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 メール110番 38都道府県 46都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県</p>
	<p>76 地域防災計画において、自力避難の困難な障害者等に対する防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援について位置付けるとともに、障害者関係団体の参加による防災訓練の実施を推進する。</p>	
<p>77 緊急通報システム、ファクス、Eメール等による消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図るとともに、聴覚障害者など音声による意志疎通が困難な者へのEメール等による緊急連絡等のためのシステム検討や関係する民間活動への支援など、障害者に対する災害時・緊急時の情報伝達に配慮した施策を推進する。</p>	<p>警察庁</p>	

分野別施策		関係省庁	推進状況
ウ 防犯対策	78 緊急通報、ファクス、Eメール等による警察への緊急通信体制の一層の充実を図る。 79 手話のできる警察官の交番等への配置等の施策を引き続き推進する。 80 地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障害者に対する防犯知識の普及及び事故時における障害者への援助に関する知識の普及に努める。 81 障害者の生活施設や障害者が居住する住宅等における犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯システムの普及を図る。	総務省	○ 災害に強い安心安全なまちづくりを推進するため、「防災基盤整備事業」等により、地方公共団体による同報系防災行政無線等の整備を支援し、障害者に係る火災予防体制を強化。 ○ 携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が自動的に消防本部等に通知される「携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システム」について、「防災基盤整備事業」等により、導入促進を図る。 (平成21年8月1日現在) 232の消防本部で導入済(導入率28.9%)
		厚生労働省	○ 「日常生活用具給付等事業」において、利用者のニーズや地域の実情等を踏まえ、情報・意思疎通支援用具(参考例:聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置)を給付。
		警察庁	○ FAXによる緊急通報の受理(FAX110番)や、Eメールによる緊急通報の受理(メール110番)を都道府県警察において導入。 (平成16年2月現在) (平成17年2月現在) (平成18年2月現在) (平成19年2月現在) (平成20年2月現在) (平成21年2月現在) FAX110番 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 メール110番 38都道府県 46都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県 全都道府県
		警察庁	○ 手話のできる警察官等を交番に配置するなどし、聴覚障害者からの各種届出、相談等に適切に対応。
4 教育・育成			
① 一貫した相談支援体制	82 障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の整備下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。	文部科学省	○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで) ○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度) ○ 平成15年度から実施されている「特別支援教育体制推進事業(平成20年度より「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業)」を通じて「個別の教育支援計画の策定」を促進。 ○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。(幼・小・中:平成19年度~、高:平成20年度~) ○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。(平成20年度~)

分野別施策	関係省庁	推進状況																																
	<p>83 乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性にかんがみ、これまで進められてきた教育・療育施策を活用しつつ、障害のある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度～平成15年度） ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月策定。 ○ 平成17年度から、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するため、「特別支援教育体制推進事業（平成20年度より「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業）」の事業対象を幼稚園及び高等学校にも拡大。 ○ 平成19年度から、発達障害のある幼児の早期発見・早期支援を強化するため、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携した支援体制の整備や保護者等への相談支援の在り方について実践的な研究を行う「発達障害早期総合支援モデル事業」を実施。 ○ 平成19年度から、高等学校における発達障害のある生徒に対し、地域の大学、教育センターやハローワーク等の関係機関と連携し、ソーシャルスキルの指導や授業方法・教育課程上の工夫、就労支援等、全国の高等学校の参考となるような具体的な支援の在り方について検討を行う「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施。 <p>厚生労働省</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。 <table border="1" data-bbox="1567 1045 2320 1117"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> ○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。 ○ 自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センターを設置。 <table border="1" data-bbox="1567 1348 2766 1495"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>19か所</td> <td>23か所</td> <td>37か所</td> <td>52か所</td> <td>61か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>62か所</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> ○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる、小児科医や精神科医の養成方法等を検討するため、「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書を取りまとめたところ。 ○ 3ヶ年のモデル事業として、様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成20年度～）。 ○ ライフステージに応じた発達障害者への支援体制づくりを進めるため、都道府県内の各圏域で、教育・雇用を含む複数分野の関係者によるネットワークを構築する「発達障害者支援体制整備事業」を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所	656か所		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所		(平成20年度)						62か所				
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)																															
箇所数	536か所	578か所	656か所																															
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																													
箇所数	19か所	23か所	37か所	52か所	61か所																													
	(平成20年度)																																	
	62か所																																	

分野別施策		関係省庁	推進状況
	84 思春期の児童生徒についても、必要な支援を行う。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。(平成15年度まで) ○ 全国の盲・聾・養護学校(平成19年4月より特別支援学校)において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について(報告書)』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。(平成16年度)
		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 思春期児童の心のケアの専門家の養成のため、思春期精神保健対策研修事業を平成13年度から継続して実施。 ○ 平成13年度から平成15年度まで実施した「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」についての報告書・事例集を取りまとめた。(平成16年度)
	85 精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校等における正しい知識の普及を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで) ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。
		厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センター及び保健所等において、相談業務を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行っている。
② 専門機関の機能の充実と多様化	86 近年の障害の重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障害のある子どもの多様なニーズにこたえる地域の教育・療育のセンターとしての役割を担うための体制整備を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した(平成19年4月1日より施行)。 この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能(センター的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。 ○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。(平成13年度から平成15年度まで) ○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を平成20年3月に策定。 ○ 平成16年1月、各教育委員会や学校において支援体制を整備する際に活用されることを目的として、「小・中学校におけるLD・ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成し、全ての教育委員会・小・中学校等に配付。

分野別施策		関係省庁	推進状況								
	<p>87 盲・聾・養護学校については、その在籍する児童生徒等への教育や指導に加えて、地域の保護者等への相談支援や小・中学校等における障害のある児童生徒等への計画的な教育的支援等を行う地域の障害のある子どもの教育のセンター的な役割も果たす学校へ転換を図る。</p> <p>88 療育機関については、施設の入所者だけではなく地域で生活する障害のある子どもに関しても有用で専門的な技術を有しており、これらの機関を活用してショートステイ、ホームヘルプサービス等のサービスの充実を図る。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成18年9月まで）。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等を提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」における提言等を踏まえて、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した（平成19年4月1日より施行）。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○ 教育、福祉、医療、労働等の関係機関が連携し、障害のある子どもやその保護者に対する一貫した効果的な相談支援体制の整備を図るため、「障害のある子どものための教育相談体系化推進事業」を実施。（平成13年度から平成15年度まで）</p> <p>○ 地域において一貫した効果的な相談支援体制を構築するために「障害のある子どものための地域における相談支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を平成20年3月に策定。</p> <p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、特別支援学校は小・中学校等に在籍する児童生徒やその教育を担当する教師等に対して助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を果たすよう努めることを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 障害児居宅介護等事業（平成18年度より「居宅介護事業」）、障害児通園（デイサービス）事業及び障害児短期入所事業の実施。</p>		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所	656か所
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)								
箇所数	536か所	578か所	656か所								
③ 指導力の向上と研究の推進	<p>89 学校外の専門家等の人材の活用、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図る。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るため、教育・医療・福祉等の関係機関の連携による支援体制の構築や学校外部の専門家を活用した巡回相談等の実施などを行う「特別支援教育体制推進事業（平成20年度より「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業）」を47都道府県で実施。</p> <p>○ 「盲・聾・養護学校の専門性向上推進モデル事業」において、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師等の外部の専門家を活用した指導体制の構築等についての実践研究を10都府県に委嘱して実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 「PT、OT、ST等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業」において、理学療法士等の外部専門家を活用した指導方法等の改善について実践研究を12県市に委託して実施。（平成20年度～）</p> <p>○ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、我が国唯一のナショナルセンターとして、LD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導法等について、「発達障害教育指導者研究協議会」「特別支</p>								

分野別施策	関係省庁	推進状況									
<p>90 児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化等を踏まえ、そのニーズに応じた教育の効果的な実施を確保するため、現在盲・聾・養護学校の学校ごとに特定されている特殊教育に係る免許制度の改善を図る。</p> <p>91 独立行政法人国立特殊教育総合研究所、大学等において、先導的な指導方法の開発や体制等に関する研究を一層推進するとともに、その成果等を教育現場等に円滑に普及するための情報提供を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>	<p>援教育コーディネーター指導者研究協議会」等の専門的な研修を実施。</p> <p>○ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化・多様化等に対応した適切な教育を行うために、特別支援学校教員専門性向上事業を実施。(平成18年度～)</p> <p>○ 在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業を実施。(平成18年9月まで)</p> <table border="1" data-bbox="1567 478 2359 552"> <tr> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>536か所</td> <td>578か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>656か所</td> </tr> </table> <p>○ 平成18年10月から在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供する障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業を実施。</p> <p>○ 中央教育審議会において平成17年12月8日に取りまとめられた「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」における提言等を踏まえ、平成18年6月に学校教育法等の一部を改正する法律が成立した(平成19年4月1日より施行)。</p> <p>この法改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、在籍児童生徒の教育のみならず、その専門性を生かして小中学校等に対する支援を行う機能(センター的機能)を明確に位置づけた。また、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校教諭免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとし、授与に当たっては、大学などにおける特別支援教育に関する科目の取得状況に応じ、教授可能な障害の教育の領域を定めて免許状を授与することとなった。</p> <p>○ 免許法認定講習や校内研修プログラムの開発、多様な人材を活用した専門性の高い指導体制の構築等についての実践研究を14都府県に委嘱。(平成15年度まで)</p> <p>○ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査を実施し、教員の専門性の向上に努めている。</p> <p>○ 教育職員免許法上の「特殊教育の免許状」として、「盲学校特殊教科(理学療法)教諭の免許状」(平成19年度から「特別支援学校自立教科教諭免許状(理学療法)」)を創設。(平成16年7月～)</p> <p>○ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所(平成19年4月より独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更。以下同じ。)において、プロジェクト研究(平成20年度以降、重点推進研究)として、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「盲・聾・養護学校における新学習指導要領のもとでの教育活動に関する実際的な研究－自立活動を中心に－」(平成12年度～平成15年度) ・「21世紀の特殊教育に対応した教育課程の望ましいあり方に関する基礎的研究」(平成13年度～平成15年度) ・「特殊教育諸学校の地域におけるセンター的機能に関する開発的研究」(平成13年度～平成15年度) ・「マルチメディアを用いた特殊教育に関する総合的情報システムの研究開発」(平成13年度～平成15年度) ・「弱視児の視覚特性を踏まえた拡大教材に関する調査研究－弱視用拡大教材作成に関する開発及び支援について－」(平成14年度～平成15年度) ・「養護学校等における自閉症を併せ有する幼児児童生徒の特性に応じた教育的支援に関する研究－知的障害養護学校における教育課程、指導法、環境整備を中心に－」(平成15年度～平成17年度) ・「小中学校に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の指導に関する研究」(平成15～平成17年度) ・「特別支援教育コーディネーターに関する実践的研究」(平成15年度～平成17年度) 	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	箇所数	536か所	578か所			656か所
(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)									
箇所数	536か所	578か所									
		656か所									

分野別施策	関係省庁	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒等の教育の総合的情報提供体制の構築と活用に関する実際研究（平成16年度） ・「小・中学校における障害のある子どもへの教育の支援体制に関する研究」（平成16年度～平成18年度） ・「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際研究」（平成16年度～平成17年度） ・「拡大教科書作成システムの開発とその教育効果の実際研究」（平成16年度～平成18年度） ・小・中学校における障害のある子どもへの「教育支援体制に関する在り方」及び「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究（平成16年度～平成19年度） ・交流及び共同学習に関する実際研究（平成17年度～平成19年度） ・特別支援学校における自閉症の特性に応じた指導パッケージの開発研究（平成18年度～平成19年度） ・小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究（平成18年度～平成19年度） ・発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究（平成18年度～平成19年度） ・特別支援教育における教育課程の編成・実施の推進に向けた実際研究（平成18年度） ・特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究（平成20年度～） ・障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究（平成20年度～） ・自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際研究（平成20年度～） ・小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究（平成20年度～） <p>○ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所における研究成果に係る情報提供については、総合的な情報提供体制の整備に努め、下記のとおり情報提供を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月、独立行政法人国立特殊教育総合研究所のWebサイトにポータルサイトを設置し、インターネットを活用し障害のある子どもの教育に関する情報を積極的に配信するとともに、研修事業の講義配信等を開始。 ・研究成果に基づくガイドブック・手引書、研究紀要、研究成果報告書等を作成し、関係諸機関への配布や、Webサイト上での公開を行うとともに、特殊教育に関する図書資料の収集・整備、データベースの整備を推進。（「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」、「発達障害のある学生支援ガイドブック」、「自閉症教育実践ガイドブック」、「自閉症教育実践ケースブック」等を作成。（平成17年度まで）） ・国立特殊教育総合研究所セミナーを2回開催し、研究成果の効果的な普及を実施したほか、都道府県等が行う研修等へ研究所員を講師として派遣。 <p>○ 平成20年度より開設された「発達障害教育情報センター」において、Webサイトを通じて同研究所における発達障害に関する研究成果を配信。</p>
④ 社会的及び職業的自立の促進	92 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い観点から適切な支援を行う個別の支援計画の策定など障害のある子ども一人一人のニーズに応じた支援体制を構築する。	<p>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 高等部入学時から卒業後の社会参加、職業自立を念頭において計画的指導を行うために盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）が作成する「個別移行支援計画」について、実際に関係機関と連携して策定・実施する実践研究を5都県に委嘱。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等において、障害のある幼児児童生徒について、「個別の教育支援計画」を作成することなどにより、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う旨を規定。（幼・小・中：平成19年度～、高：平成20年度～）</p>

分野別施策	関係省庁	推進状況																																																
<p>93 後期中等教育及び高等教育への就学を支援するため、各学校や地域における支援の一層の充実を図るとともに、在宅で生活する重症心身障害児（者）に対し、適切な医学的リハビリテーションや療育を提供し、日常生活動作等にかかわる療育を行うほか、保護者等の家庭における療育技術の習得を図るための支援を行う。</p> <p>94 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、教育・療育機関は、関係機関と連携して生涯学習を支援する機関としての役割を果たす。</p>	<p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省</p>	<p>○ 特別支援学校の学習指導要領等において、すべての幼児児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成することを規定。（平成20年度～）</p> <p>○ 平成15年度特別支援教育教育課程等研究協議会において、「個別の教育支援計画」の策定方法等を検討するための研究協議を実施。（平成15年度まで）</p> <p>○ 全国の盲・聾・養護学校（平成19年4月より特別支援学校）において個別の教育支援計画の作成に資するよう「盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画に関する調査研究事業」を実施し、平成17年3月には『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）』を取りまとめ、全ての都道府県教育委員会や盲・聾・養護学校等に配布。（平成16年度）</p> <p>○ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児（者）通園事業を実施。</p> <table border="1" data-bbox="1567 743 2754 890"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度)</td> <td>(平成16年度)</td> <td>(平成17年度)</td> <td>(平成18年度)</td> <td>(平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>204か所</td> <td>229か所</td> <td>245か所</td> <td>263か所</td> <td>276か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成20年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>276か所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学において、社会人等の障害者を受け入れ。</p> <table border="1" data-bbox="1567 974 2792 1192"> <tr> <td></td> <td>(平成15年度第1学期)</td> <td>(平成16年度第1学期)</td> <td>(平成17年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td>学部生</td> <td>502人（全学生の0.58%）</td> <td>435人（全学生の0.50%）</td> <td>445人（全学生の0.51%）</td> </tr> <tr> <td>大学院生</td> <td>25人（全学生の0.20%）</td> <td>32人（全学生の0.41%）</td> <td>30人（全学生の0.40%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(平成18年度第1学期)</td> <td>(平成19年度第1学期)</td> <td>(平成20年度第1学期)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>449人（全学生の0.53%）</td> <td>448人（全学生の0.55%）</td> <td>450人（全学生の0.57%）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>49人（全学生の0.69%）</td> <td>31人（全学生の0.50%）</td> <td>30人（全学生の0.54%）</td> </tr> </table> <p>○ 障害者に対する配慮として、放送大学において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習支援施設である学習センターのバリアフリー化。（エレベータやスロープの付設、障害者用トイレの付設など） ・字幕番組の制作、放送。 ・単位認定試験の受験に際し、試験時間の延長や、音声、点字による出題。 ・大学院（修士全科生）の入学者選考の際に障害の程度に応じて、試験時間の延長などの特別措置を実施。 ・保健体育科目として、身体障害者に対する体育実技授業科目の開設。 ・視覚障害者に対する就学環境の整備を図るため、印刷教材を音声出力や点字表示するためのテキストデータの提供等を実施。 		(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所		(平成20年度)						276か所						(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)	学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）	大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）		(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)		449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	450人（全学生の0.57%）		49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.54%）
	(平成15年度)	(平成16年度)	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)																																													
箇所数	204か所	229か所	245か所	263か所	276か所																																													
	(平成20年度)																																																	
	276か所																																																	
	(平成15年度第1学期)	(平成16年度第1学期)	(平成17年度第1学期)																																															
学部生	502人（全学生の0.58%）	435人（全学生の0.50%）	445人（全学生の0.51%）																																															
大学院生	25人（全学生の0.20%）	32人（全学生の0.41%）	30人（全学生の0.40%）																																															
	(平成18年度第1学期)	(平成19年度第1学期)	(平成20年度第1学期)																																															
	449人（全学生の0.53%）	448人（全学生の0.55%）	450人（全学生の0.57%）																																															
	49人（全学生の0.69%）	31人（全学生の0.50%）	30人（全学生の0.54%）																																															
<p>⑤ 施設のバリアフリー化の促進</p>	<p>95 教育・療育施設において、障害の有無にかかわらず様々な人々が、適切なサービスを受けられ、また、利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>○ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行（平成15年4月）に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>○ 「学校施設バリアフリー化推進指針」を平成16年3月に策定し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。</p> <p>○ 具体的な計画・設計手法等に関する事例を紹介した「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を平成17年3月に作成し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各都道府県教育委員会等に対して周知。</p>																																																